

# 第3次盛岡市男女共同参画推進計画

第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画

盛岡市女性活躍推進計画

令和2年度～令和11年度

(案)

令和2年 月

盛岡市

## 目次

<b>第1章 計画の概要</b> . . . . .	3
1 計画の目的	
2 計画策定の経緯と新たに盛り込む視点	
3 計画の名称	
4 計画の位置付け	
5 計画期間	
6 盛岡市における男女共同参画の定義	
<b>第2章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題</b> . . . . .	6
1 第2次盛岡市男女共同参画推進計画における成果と課題	
2 地域の現状①（市民アンケート・盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査）	
3 地域の現状②（人口・就業状況）	
4 社会情勢の変化（男女共同参画推進に関連するもの）	
5 今後の取組の方向性	
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> . . . . .	15
1 計画の目指す姿	
2 基本理念（盛岡市男女共同参画推進条例第3条より）	
3 基本目標と施策の方向性	
4 計画の体系	
5 盛岡市男女共同参画推進条例と第3次盛岡市男女共同参画推進計画の対応表	
<b>第4章 施策の展開</b> . . . . .	20
1 成果指標・参考指標	
2 主な取組・事業の分類	
3 取組No.	
<b>【基本目標1】性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成</b> . . . . .	21
（施策1）男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進	
（施策2）多様な生き方の選択を可能とする学びの充実	
（施策3）男女共同参画を推進する人材育成	
<b>【基本目標2-1】人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし</b> . . . . .	25
（施策1）性の多様性の理解と支援	
（施策2）性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援	
（施策3）男女共同参画視点での災害対応	
（施策4）性別等による人権侵害の防止	

**【基本目標 2-2】 人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶** . . . . . 33

**【第 3 次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画】**

- (施策 1) DV防止に向けた啓発・教育の推進
- (施策 2) 相談及び被害者支援体制の充実
- (施策 3) 被害者の自立支援

**【基本目標 3-1】 あらゆる場面における多様な人材の活躍～地域社会や家庭における活躍** . . . . . 39

- (施策 1) 行政や政治の場における男女共同参画の推進
- (施策 2) 地域活動における男女共同参画の推進
- (施策 3) 家庭における男女共同参画の推進

**【基本目標 3-2】 あらゆる場面における多様な人材の活躍～働く場における活躍** . . . . . 44

**【盛岡市女性活躍推進計画】**

- (施策 1) 働く場における女性の活躍推進
- (施策 2) 男性の家庭や地域における活躍推進
- (施策 3) ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

**第 5 章 計画の推進に向けて** . . . . . 51

- 1 推進体制の整備
- 2 多様な主体との連携・協働
- 3 相談・苦情への対応

**第 6 章 資料編** . . . . . 53

- 1 策定経過 . . . . . 54
  - 2 盛岡市男女共同参画審議会 委員名簿 . . . . . 56
  - 3 第 2 次盛岡市男女共同参画推進計画における課題 . . . . . 57
  - 4 盛岡市における DV 相談等の現状 . . . . . 64
  - 5 平成 30 年度市民アンケート調査 . . . . . 65
  - 6 平成 30 年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査 . . . . . 73
  - 7 盛岡市の現状（人口・就業状況） . . . . . 78
  - 8 社会情勢の変化（主に第 2 次計画策定後の平成 27 年度以降） . . . . . 82
  - 9 男女共同参画行政に関する国内外の動き（1975 年～2019 年） . . . . . 87
- 
- 男女共同参画社会基本法 . . . . . 92
  - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法） . . . . . 96
  - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） . . . . . 106
  - 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 . . . . . 115
  - 盛岡市男女共同参画推進条例 . . . . . 117

## 第1章 計画の概要

### 1 計画の目的

この計画は、市が市民や事業者、教育関係者とともに取り組むべき施策の方向と内容を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、盛岡市男女共同参画推進条例第9条の規定により策定するものです。

### 2 計画策定の経緯と新たに盛り込む視点

#### (1) 市のこれまでの取組

男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、従来より男女共同参画社会基本法の理念に基づく計画を策定し、推進するとともに、男女共同参画を推進する拠点施設を設置運営するなど、課題解決のための取組を着実に実施してきました。

##### ●計画の策定

- ・新盛岡市女性行動計画～なはんプラン 21～（H7～H12年補訂版～H16）
- ・盛岡市男女共同参画計画～新たなはんプラン～（H17～H18改訂～H22改訂～H26）
- ・盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画（H21～H25）
- ・第2次盛岡市男女共同参画推進計画～なはんプラン 2025～（H27～R6）  
（うち基本目標5部分「第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画（H27～R6）」）

##### ●拠点施設等の設置・運営

- ・もりおか女性センター（H12～）、盛岡市配偶者暴力相談支援センター（H21～）

#### (2) 「盛岡市男女共同参画推進条例」の制定による計画の見直し

令和元年盛岡市議会6月定例会において、性別や性的指向、性自認等に関わらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するための「盛岡市男女共同参画推進条例」が全会一致で可決され、同年6月28日に公布、施行されました。

この条例で定めた新たな基本理念や基本的施策の具体化を図るため、また、急激に変化する社会状況や、女性の活躍推進など男女共同参画に関係する法令の改正等に対応するため、平成27年度から令和6年度までを計画期間とした「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」を抜本的に見直し、新たな計画として策定することとしました。

#### (3) 計画に新たに盛り込む視点

本計画では、第2次盛岡市男女共同参画推進計画の後継計画として、従前から取り組んできた施策に加え、条例の理念や、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律など国の関係法令等に基づき、今回、新たに次の視点を盛り込みました。

- 男女共同参画の定義に、従来の男女の性別だけでなく、性的指向・性自認も含めた視点
- 性の多様性を認め合い、差別や偏見をなくすための理解と支援の視点
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する視点

### 3 計画の名称

#### 第3次盛岡市男女共同参画推進計画

(うち基本目標2-2部分) 第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画

(うち基本目標3-2部分) 盛岡市女性活躍推進計画

※第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画及び盛岡市女性活躍推進計画については、第3次盛岡市男女共同参画推進計画と一体のものとして策定することで、関連する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

### 4 計画の位置付け

#### (1) 第3次盛岡市男女共同参画推進計画の位置付け

- 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- 盛岡市男女共同参画推進条例(令和元年条例第8号)第9条に基づく市町村男女共同参画計画

#### (2) 第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画の位置付け(基本目標2-2部分)

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画

#### (3) 盛岡市女性活躍推進計画の位置付け(基本目標3-2部分)

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく市町村推進計画

#### (4) 関連計画との整合性

- 国及び岩手県の男女共同参画に関する計画を勘案しています。
- 盛岡市総合計画の「7 人権尊重・男女共同参画の推進」の個別計画であるほか、関連する市の他の計画との整合性に配慮しています。

### 5 計画期間

#### 令和2年度から令和11年度までの10年間

※関連する法令や計画等との整合性を図るため、次の年度に計画の見直しを行います。

令和6年度(計画期間中間年度, 盛岡市総合計画(2015-2025)の後継計画との整合性に配慮)

令和7年度(令和8年3月31日までの時限立法である女性活躍推進法との整合性に配慮)

(年度)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
(市) 第3次計画(本計画)	策定	→	→	→	見直し	見直し	→	→	→	R12.3.31
(市) 盛岡市総合計画	→	→	→	→	見直し	次期計画	→	→	→	→
(国) 女性活躍推進法	→	→	→	→	→	R8.3.31				
(国) 男女共同参画基本計画	第5次計画	→	→	→	→	見直し	→	→	→	→

## 6 盛岡市における「男女共同参画」の定義

令和元年6月に制定した「盛岡市男女共同参画推進条例」においては、国の男女共同参画社会基本法における定義に加え、従前の「男・女」という枠にとどまらず、性的指向や性自認等の多様性をも包含した「性別等」の定義を定め、基本理念や責務、禁止事項、支援措置などに反映させることにより、「性別等に関わらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会」の実現を目指しています。

このことから、本計画においても、条例の「男女共同参画」の定義を使用するとともに、条例で定義している他の用語についても、同様に引用しています。

### ○盛岡市男女共同参画推進条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 誰もが、**性別等**にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 営利を目的とするとしないを問わず、市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) **性別等** 性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）等をいう。
- (6) 性別等による人権侵害 ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。）、ハラスメント（性別等に係る発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者に不快感又は不利益を与えることをいう。）その他の性別等による暴力又は差別的取扱いをいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることにより、仕事と生活の調和が図られることをいう。

（※原文には下線・太字の装飾なし）

## 第2章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題

市の男女共同参画推進の現状と課題について、(1)平成27年に策定した第2次盛岡市男女共同参画推進計画における課題、(2)市民・事業者の男女共同参画や女性活躍推進に関する意識調査、(3)盛岡地域の男女別人口・就業状況、(4)社会情勢の変化などから整理し、今後の取組の方向性を検証します。(図表等詳細は「第6章 資料編 (P57～)」に掲載しています。)

### 1 第2次盛岡市男女共同参画推進計画における成果と課題

第2次盛岡市男女共同参画推進計画(以下「第2次計画」という。)においては、5つの基本目標を設定し、庁内横断的な推進組織である男女共同参画推進本部会議や男女共同参画行政推進連絡会議、外部有識者による盛岡市男女共同参画推進懇談会(令和元年7月17日付廃止)において、毎年、進捗状況の報告を行い、成果と課題を検証しながら、計画の着実な推進を図ってきました。以下はそれらの検証を踏まえ、第2次計画における課題の整理を行ったものです。

#### (1) 計画期間

平成27年度～令和6年度(策定当時の設定終期)

#### (2) 基本理念

「未来の盛岡がさらに輝くために、女性の参画機会を拡大し、活躍しやすいまちづくりを推進します」

#### (3) スローガン

「女性が輝き 盛岡が輝く」

#### (4) 主な成果

- ・町内会長における女性割合の増加(H27:5.2%→R1:7.6%)
- ・市審議会等における女性委員登用率の増加(H7:11.6%→R1:30.5%)
- ・市職員の女性管理職割合の増加(H27:4.9%→R1:7.4%)
- ・パパママ教室への夫の参加率の増加(H27:98.6%→H30:100%)
- ・潜在的なDV被害者の相談件数の増加(H12:413人→H30:1,541人)
- ・女性センターの利用者数増(H15:11,749人→H30:25,036人)

#### (5) 基本目標ごとの課題

##### 基本目標1 政策や方針決定過程への女性の参画促進

- (1) 審議会等における女性委員の登用促進
- (2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進
- (3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進

### ■主な課題

- ・市の審議会等における女性委員の割合が、近年は約30%と横ばい傾向であることから、改選・新設時に委員の男女数の均衡を図る取組が必要である。
- ・行政、地域社会、政治その他あらゆる場面における活動方針立案や決定の場における男女共同参画は徐々に進んできているが、さらなる推進が必要である。
- ・男女共同参画人材育成講座や防災リーダー講座修了後の活躍の場が少なかったことから、学びの成果を地域へ還元できる具体的な方策の検討が必要である。

#### 基本目標2 市民への男女共同参画の理解の促進

- (1) あらゆる場での教育や学習機会の提供
- (2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実
- (3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施
- (4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進
- (5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進

### ■主な課題

- ・社会で男女平等だと思ふ人の割合について、多様な制度が導入されていく状況の一方で、平成30年度市民アンケートにおいて「平等になっていない」と答えた人が男女とも6割以上となり、過去20年間の調査で最高となった。このことは、多くの市民の男女共同参画への関心の高まりや、問題意識への喚起がなされたものとみており、盛岡市男女共同参画推進条例施行を機に、性別等に関わらず人権を尊重する意識の更なる向上や、固定的な役割分担意識の解消などの取組を、今後さらに加速させ重点的に取り組む必要がある。
- ・性別、性的指向、性自認等に関わらず、誰もが互いの人権を尊重するため、性の多様性を理解し合い、差別や偏見の解消を目指した啓発活動のさらなる拡充が必要である。

#### 基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現

- (1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透
- (2) 男性の家事・育児・介護への参加促進
- (3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実
- (4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実
- (5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発
- (6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発
- (7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発

### ■主な課題

- ・子育てや女性が活躍しやすい環境づくりに取り組む企業に対する国や県の認定制度（くるみん・えるぼし等）を活用する市内企業が徐々に増え始めているが、取組は発展途上であり、さらなる啓発活動と支援が必要である。

- ・ 性別等に関わらず誰もが活躍しやすい職場環境づくりには、仕事と生活が両立できる取組が欠かせないことから、意識醸成のための講演会やセミナーの開催、先進的取組事例の紹介などを通じ、企業の取組への支援を行っていく必要がある。
- ・ 年度末に向けて発生している待機児童の解消や、保育士の確保、保育定員の拡大、地域包括支援センター等の高齢者介護相談支援など、仕事と育児や介護が両立できるさらなる環境整備が必要である。

#### **基本目標4 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充**

- (1) 女性に対する再就職の支援
- (2) 起業や自営業の女性が自立するための支援
- (3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援
- (4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援
- (5) 女性の生涯にわたる健康支援
- (6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実

##### **■主な課題**

- ・ 女性健康診査受診者数が年々、減少傾向にあり、就労女性の増加により勤務先で検査を受診していることが減少の要因と考えられるが、対象者で未受診の人への受診勧奨が必要である。
- ・ 災害対応において、避難所における授乳室や性別等によるニーズの違いに配慮したトイレ等の設置、多様な視点を反映させた避難所運営の適切な役割分担など、災害対応の各場面において男女共同参画の視点を踏まえた取組が求められている。

#### **基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶**

##### **【第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画】**

- (1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり
- (2) 相談及び被害者保護の取組の充実
- (3) 被害者の自立支援
- (4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備

##### **■主な課題**

- ・ DV相談内容に児童虐待や精神障害等が絡み、複雑化する状況にあることから、早期問題解決が困難な事案が多いことを踏まえ、各相談機関や医療機関、教育機関等が密に情報共有をしながら、被害者とその子どもの安全を最優先に、連携して取り組む必要がある。
- ・ 相談者のうち、約1割が盛岡市以外の盛岡広域7市町の住民であり、広域対応できる相談体制の充実や、ニーズに合わせた具体的な事業内容及び費用負担の検討が必要である。
- ・ DV相談のほか、性犯罪・性暴力、若年層を対象にした性的な暴力、デートDV、セクシュアル・ハラスメント等の予防啓発と相談支援の取組の強化も求められている。

## 2 地域の現状①（市民アンケート・盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査）

市民や事業者の「男女共同参画や女性活躍推進」に関する意識や現状，課題を把握するため，平成30年度に，「市民アンケート」「女性活躍推進に関する事業所調査」の2つの調査を実施しました。

### 調査1 「平成30年度市民アンケート調査」

#### 1 調査のテーマ

「男女共同参画及び女性活躍推進に関する意識について」

#### 2 調査対象

満18歳以上の市民2,000人（回収数842人，有効回収率42.1%）

#### 3 調査結果（概要）

##### (1) 男女平等感について

・「男女の地位は平等になっていない」と答えた人の割合が，男女とも6割以上となり，過去20年間の調査の中で最も高くなった（男性63.2%，女性67.0%）。

##### (2) 性別役割分担に関する意識について

・性別により役割を分担する意識について，男女とも6割を超える人が，性別による役割分担意識に，「反対（どちらかといえば反対を含む）」と回答している。（男性60.5%，女性68.3%）

##### (3) 男女共同参画に関する行政への要望について

・働き方に関することを7割以上の人が求めており，「育児や介護中であっても仕事が継続できたり，いったん離職しても再就職できるような支援をする（87.3%）」，「男女共に働き方の見直しを進める（73.2%）」という要望が多かった。

・また「男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会や啓発を充実する（50.5%）」「審議会等委員や管理職など政策決定の場に女性を積極的に登用する（48.8%）」「男女共同参画に関する法令等や制度を充実する（46.8%）」についても高い割合を示した。

##### (4) 女性の職業生活について

・「職業を一生もち続ける方がよい」が男女とも5割以上となり，次に「子どもができたら職業を辞め，子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が約3割となった。

##### (5) 女性の就業継続に必要なことについて

・「子どもを預けられる環境の整備と充実，介護サービスや施設の充実」の割合が9割，「職場における仕事と育児・介護等との両立支援制度の充実」が8割となった。

##### (6) 男性の家庭・地域活動への参加について

・「男性による家事・育児などについて，職場における上司や周囲の理解を進めること」について男女とも7割以上の人を選択し，「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」の項目を上回り，最も多い回答となった。

## 調査2 「平成30年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査」

### 1 調査の目的

盛岡市内の事業所における女性活躍推進に関する現状や課題及びニーズを把握し、今後の施策の基礎資料とする。(岩手県立大学地域協働研究事業として実施)

### 2 調査対象

盛岡商工会議所会員のうち、従業員数20名以上である635事業所  
(回収数100件,回収率15.7%)

※従業員については、非正規従業員も含めるものとする。

### 3 調査結果(概要)

#### (1) 回答事業所の属性について

- ・回答事業所は「建設業」が最も多く、次いで「卸売・小売業」「製造業」の順となった。  
(盛岡市統計書(平成28年版)における産業大分類別事業所数では「卸売・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」「不動産・物品賃貸業」の順に多い。)
- ・平均勤続年数について、男性では「15年以上(34.8%)」、女性では「3年以上10年未満(48.3%)」が最も多かった。
- ・時間外労働時間数については、多い順に「0時間から10時間(40.4%)」「11時間から20時間(31.5%)」「21時間から30時間(18.0%)」という状況であり、業種別では「運輸・郵便業」「教育・学習支援業」に時間外労働時間数が長くなる傾向がみられた。

#### (2) 女性活躍推進の状況について

- ・調査回答の40.4%(36事業所)が「女性活躍推進について経営指針等において現在は明示していないが今後検討したい」とし、取組意欲のある事業所に向けた働きかけが重要である。
- ・仕事と生活を両立できる働きやすい職場の認定取得に向けて取り組む事業所(認定済・申請中)が13.5%、「申請予定なし」が57.3%となっており、取組の奨励が今後の課題である。

#### (3) 女性活躍推進の課題やニーズ

- ・事業所における女性活躍推進の課題として最も多かった順に「管理職の認識・意識の向上(多様な人材の活用・マネジメントスキル向上)」「女性従業員の理解・行動・意識改革」「女性社員のキャリア形成支援」となり、管理職や女性従業員の人材育成の必要性が浮き彫りとなった。
- ・市に求める取組や支援について、「保育施設や介護支援等のサービスの充実」の次に「先進的取組事例の紹介」「スキルアップセミナー等の実施」が挙げられた。

### 3 地域の現状②（人口・就業状況）

盛岡地域の現状について、各種統計から人口・就業の男女別状況を把握します。

(1) 人口推移（総人口の推移）（平成27年国勢調査等）

- ・総人口については、平成12年の302,857人をピークに、減少に転じている。
- ・生産年齢人口については、令和12年には159,886人となることが見込まれ、平成27年の182,979人から、約13%減少する。また、老年人口について、令和12年には88,546人となることが見込まれ、平成27年の73,729人から約20%増加するなど、人口減少・少子高齢化が今後も進行する見通しとなっている。

(2) 男女別人口の推移（平成27年国勢調査等）

- ・男女別人口では、女性の人口が男性の人口を約1割程度上回り、今後も続く見通し。

(3) 年齢三区分別人口（男女別）（平成27年国勢調査）

- ・年齢三区分別人口では、年少人口を除き、女性の人口が男性の人口を上回っている。

(4) 労働力人口（平成27年国勢調査）

- ・本市の女性労働力率は約50%で、全国平均の約50%とほぼ同じ傾向である。

(5) 女性の年齢階級別の労働力率（平成27年国勢調査）

- ・女性の年齢階級別の労働力率では、30代から40代前半までの労働力率が、その前後の年代と比較して低い傾向がみられることから、多くの人が出産・子育て期を迎える時期の「仕事と育児等の両立」が進んでいないことが考えられる。

(6) 女性の管理的職業従事者割合（平成27年国勢調査）

- ・本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は約17.6%で、全国平均の約15%と比較して高い傾向にあるが、国が目指す「30%目標（指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること）」には達していない状況である。

(7) 産業別就業人口（平成27年国勢調査）

- ・第3次産業従事者数が8割を超える本市において、男女別の産業別就業人口の内訳は、多い順から、女性は「医療・福祉」「卸売業・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」となっており、男性は「卸売業・小売業」「建設業・鉱業等」「運輸業・郵便業」となっている。

## 4 社会情勢の変化（男女共同参画推進に関連するもの）

主に第2次計画策定後（平成27年度以降）における、男女共同参画推進に関わりのある社会の動きについて、今後の施策の方向性に影響を与えるものを中心に整理します。

### (1) 国の動き（主なもの）

- (H27) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布・施行
- (H30) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」公布・施行（H31～）
- (H30) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行
- (R1) 「女性活躍推進法」等の一部を改正する法律の公布・施行（R2～）（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化、ハラスメント対策の強化等の措置）
- (R1) 配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布・施行（R2～）

### (2) 県の動き（主なもの）

- (H27) 「いわて男女共同参画プラン」改訂、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定
- (H28) 知事によるイクボス宣言、いわて女性の活躍促進連携会議に5部会設置、LGBT相談窓口開設
- (H29) 「いわて女性活躍推進企業等認定制度」の創設、性犯罪・性暴力被害者支援「はまなすサポート」開設
- (H30) 「いわて女性活躍推進員」を配置、「平成30年度岩手県男女が共に支える社会に関する意識調査」の実施

### (3) 国際的な動き（主なもの）

- (H27) 「持続可能な開発のための2030アジェンダと持続可能な開発目標（SDGs）」採択  
SDGsの達成に向けた世界的な潮流。（目標5「ジェンダー平等を実現しよう」）
- (H28～) 「ジェンダーギャップ指数（男女格差指数）」日本の順位低迷（G7最下位）  
(H27：101位/145国中，H28：111位/144国中，H29：114位/144国中，  
H30：110位/149国中，R1：121位/153国中)

### (4) 社会の動き（主なもの）

- 少子・高齢化と未婚・単身世帯の増加や、共働き世帯の増（専業主婦世帯の2倍（H30））
- 男性の育児休業加速化の兆し（男性国家公務員の原則1か月以上取得等（R2））
- 人生100年時代の到来（性別等に関わらず誰もが、健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられ、多様な生き方の選択が可能となる環境の整備に取り組む必要など）
- 頻発する大規模災害
- 「性犯罪・性暴力」「性別等に関するハラスメント」「配偶者からの暴力や児童虐待との関連」などの深刻な社会問題化と、予防や根絶への機運の高まり
- 性の多様性に関する理解と支援への社会的機運の高まり など

（参考資料：内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプト」（R2.1.21））

## 5 今後の取組の方向性

### (1) 現状と課題の整理

前述した現状と課題を、盛岡市男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえ、3つに分類しました。  
「意識の形成 (●)」「人権尊重と安全安心な暮らし (★)」「多様な人材の活躍 (◆)」

第2次計画における課題	地域の現状 (調査・統計)	社会情勢の変化
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方を選択できる意識形成の取組が必要</li> <li>● 幼少期からの男女共同参画教育が重要</li> <li>● 教育が果たす役割の重要性の認識が必要</li> <li>● 人材育成講座修了後の活躍の場の仕組みづくりが必要</li> </ul> <p>★ 性別等に関わらず、誰もが互いの人権を尊重するため、性の多様性を理解しあい差別や偏見の解消を目指した啓発活動のさらなる拡充が必要</p> <p>★ 女性健康診査受診者が減少傾向。未受診の方の受診勧奨が必要</p> <p>★ 災害対応における多様な視点での取組が必要。(性別等によるニーズの違いの視点に配慮した取組等)</p> <p>★ DV相談内容の複雑化(児童虐待・精神障害等)への対応と関係機関との連携、盛岡広域圏対応が必要</p> <p>★ 性別等による人権侵害の予防啓発と相談支援の取組強化が必要</p> <p>◆ 市の審議会等女性委員登用率が数年横ばい(約30%)、改選・新設時に委員の男女数の均衡を図る取組が必要</p> <p>◆ あらゆる場面における多様な人材の活躍に資する取組が必要(行政、町内会、その他地域における男女共同参画の推進)</p> <p>◆ 女性活躍推進等認定企業が少なく企業への啓発と取組支援が必要</p> <p>◆ 仕事と育児や介護が両立できる環境の整備が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「社会で男女の地位は平等になっていない」が男女とも6割以上で過去調査最高。(市民アンケート(以下「市民ア」))</li> <li>● 男女とも6割超が、性別による役割分担意識に、「反対(どちらかといえば反対含)」と回答(市民ア)</li> <li>● 行政が力を入れるべきこと「男女共同参画の理解の学習や啓発の充実(51%)」(市民ア)</li> </ul> <p>★ 増加傾向にあるDV相談件数に対応できる体制整備が必要。(市では県全体の相談件数の約5割を対応)</p> <p>★ DV相談者のうち約1割が盛岡広域7市町住民</p> <p>◆ 行政が力をいれるべきこと「政策決定の場への女性の積極的登用(49%)」(市民ア)</p> <p>◆ 「男性の家事育児参画における職場や上司の理解促進」を求める声が7割以上。(市民ア)</p> <p>◆ 事業所における女性活躍推進の課題上位2つ「多様な人材活用のための管理職の認識・意識向上」「一般女性社員の意識改革」</p> <p>◆ 人口減少(労働人口減少)</p> <p>◆ 女性労働力人口(約50%)が全国平均約50%と同程度</p> <p>◆ 女性の年齢階級別労働力率では30-40歳代前半が低い(出産・子育て期における仕事と家庭の両立が進んでいない)</p> <p>◆ 女性の管理的職業従事者割合(17.6%)は全国平均約15%と比較して高い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際社会共通の持続可能な開発目標(SDGs)「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた国内外の機運の高まり(目標5「ジェンダー平等を実現しよう」(H27))</li> <li>● ジェンダーギャップ指数順位が日本低迷(G7で最下位)</li> <li>● 人生100年時代の到来(多様な生き方の選択が可能となる社会の構築の必要性)</li> </ul> <p>★ 性の多様性の理解と支援の社会的機運の高まり</p> <p>★ 頻発する大規模災害</p> <p>★ 「性犯罪・性暴力」「性別等に関するハラスメント」「配偶者からの暴力や児童虐待との関連」などの予防と根絶の社会的機運の高まり</p> <p>★ 改正配偶者暴力防止法(R1)</p> <p>◆ あらゆる人の活躍による持続可能な組織や地域づくりの必要性(SDGs等)(H27)</p> <p>◆ 女性活躍推進法(H27)</p> <p>◆ 働き方改革関連法(H30)</p> <p>◆ 政治分野における男女共同参画推進法(H30)</p> <p>◆ 女性活躍推進事業所の認定制度の創設(えるぼし・いわて女性活躍認定企業等)</p> <p>◆ 共働き世帯・未婚単身世帯の増</p> <p>◆ 男性育休休成率の兆し</p>

## (2) 今後の取組の方向性

(1)の整理及び盛岡市男女共同参画推進条例における定めを基に、新たな計画における今後の取組の方向性を、次のとおり定めます。

「今後の取組の方向性」の前提となる視点とは？

### 視点1

#### 条例の「定義」より

➤条例において、従来の男・女という枠にとどまらず、性的指向や性自認等を含む「性別等」を盛り込んだ「男女共同参画」の定義を定め、施策の対象とした。(第2条)

#### 施策の対象

従来から施策の中心だった女性はもとより、男性、性的マイノリティも重要な対象とし、性別等に関わらず誰もが尊重され、あらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会を実現する必要がある。

### 視点2

#### 条例の「基本理念」より

➤男女共同参画の推進は、基本理念を基に行わなければならない。(第3条)  
➤市は基本理念にのっとった施策の策定と実施の責務がある(第4条)。

#### 5つの基本理念

- ①人権の尊重
- ②多様な生き方の選択
- ③活動方針等決定過程への機会の確保
- ④ワーク・ライフ・バランスの実現
- ⑤性と生殖の理解と尊重

### 視点3

#### 「現状と課題」より

➤第2章の現状と課題について、条例の基本理念を踏まえ、概ね3つの視点で分類した。  
➤直面する課題の解決を図り、条例で目指す姿を実現するため、この3つの視点を新たな計画の取組の柱に盛り込み、施策を行う。

#### 3つの視点 (前ページ参照)

- ①意識の形成
- ②人権尊重と安全安心な暮らし
- ③多様な人材の活躍

### 今後の取組の方向性

#### 「性別等に関わらず 誰もが尊重され 活躍できる」

- (取組の柱1) 多様な生き方を選択できる意識の形成  
(取組の柱2) 人権尊重と安全安心な暮らし  
(取組の柱3) あらゆる場面における多様な人材の活躍

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目指す姿

盛岡市男女共同参画推進条例及び第2章で整理した男女共同参画推進における現状と課題などを踏まえ、この計画の推進により目指す姿を次のとおりとします。

#### 性別等に関わらず誰もが尊重され 活躍できるまち盛岡の実現

- 多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別等\*に関わらず、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を決意した、盛岡市男女共同参画推進条例の前文を基に定めるものです。
- また、「その人らしい」個性と能力の十分な発揮という概念を、「活躍」という言葉を用いて表現することとします。

### 2 基本理念（盛岡市男女共同参画推進条例第3条より）

この「目指す姿」を実現するため、盛岡市男女共同参画推進条例（第3条）で定める5つの「基本理念」を引用し、本計画における基本目標や施策の方向性を定める際の前提とします。

#### (1) 人権尊重

誰もが、性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。

#### (2) 多様な生き方の選択

誰もが、性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。

#### (3) 活動方針等決定過程への機会の確保

誰もが、性別等にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

#### (4) ワーク・ライフ・バランスの実現

誰もが、性別等にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスを実現することができること。

#### (5) 性と生殖に関する理解と尊重

誰もが、性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

\* 性別等…性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）、性自認（自己の性別についての認識）等

### 3 基本目標と施策の方向性

基本理念や市の男女共同参画の現状と課題等を踏まえ、この計画の基本目標と施策の方向性を次のとおり設定します。

<b>基本目標</b>  <b>1</b>	<b>性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成</b>
-----------------------------	----------------------------------

- (施策 1) 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進
- (施策 2) 多様な生き方の選択を可能とする学びの充実
- (施策 3) 男女共同参画を推進する人材育成

計画の目指す姿の実現のためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進めながら、一人一人の意識と行動の変革を促すことが必要です。

このことから、本計画の第一に「意識の形成」を掲げ、「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の形成」を目標とします。

<b>基本目標</b>  <b>2-1</b>	<b>人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし</b>
-------------------------------	---------------------------------------

- (施策 1) 性の多様性の理解と支援
- (施策 2) 性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援
- (施策 3) 男女共同参画視点での災害対応
- (施策 4) 性別等による人権侵害の防止

<b>基本目標</b>  <b>2-2</b>	<b>第 3 次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画</b>
	<b>人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶</b>  (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画)

- (施策 1) DV 防止に向けた啓発・教育の推進
- (施策 2) 相談及び被害者支援体制の充実
- (施策 3) 被害者の自立支援

性別や性的指向、性自認等に関わりなく、誰もが尊重され、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができる環境づくりは、「目指す姿」を実現するための基盤となる取組であることから、

- 性の多様性の理解と支援、性と生殖に関する理解と尊重、平常時の課題が顕著に現れやすいとされる、災害における男女共同参画視点での取組を行います。
- 個人の人格と尊厳を傷つけ、男女共同参画社会の形成を阻害する、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性別等に起因するハラスメントや暴力などの、「性別等による人権侵害」の解消に向けた取組を進めていきます。

**基本目標**

**3-1**

**あらゆる場面における多様な人材の活躍～地域社会や家庭における活躍**

- （施策1）行政や政治の場における男女共同参画の推進
- （施策2）地域活動における男女共同参画の推進
- （施策3）家庭における男女共同参画の推進

**基本目標**

**3-2**

**盛岡市女性活躍推進計画**

**あらゆる場面における多様な人材の活躍～働く場における活躍**

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく推進計画）

- （施策1）働く場における女性の活躍推進
- （施策2）男性の家庭や地域における活躍推進
- （施策3）ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

社会のあらゆる場面における多様な人材の活躍は、一人一人の豊かで多様な生き方の選択を可能とするだけでなく、市民ニーズの多様化、その他の社会情勢の変化に対応するため必要であるほか、性別等に関わりなく実質的な機会の平等を担保することや、人口減少・少子高齢化が加速する将来においても、豊かで活力あふれる持続可能な社会をつくるために必要な取組です。

このことから、一人一人が個性と能力を発揮し活躍できる環境づくりを促進するため、

- 市民生活に密着した行政や政治、地域活動や家庭における男女共同参画の推進
- 働く場面における女性の活躍推進、男性の家庭地域活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進

の取組を進めます。

# 第3次盛岡市男女共同参画推進計画 体系図

<計画の位置付け> 1 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項及び盛岡市男女共同参画推進条例（令和元年条例第8号）第9条に基づき市町村男女共同参画計画、盛岡市総合計画（7 人権尊重・男女共同参画の推進）の個別計画  
 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づき市町村基本計画（●基本目標2-2）  
 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づき市町村推進計画（■基本目標3-2）※新規

<計画期間> 令和2年度から令和11年度（10年間） ▶計画の見直し：令和6年度（計画期間中間年・市総合計画との整合性）、令和7年度（10年間の時限立法である女性活躍推進法終了年度）

<凡例>  
 ●一配偶者暴力防止法に基づき市基本計画  
 ■一女性活躍推進法に基づき市推進計画  
 \*一教育関係者、事業者向け支援事業

目指す姿

## 性別等に関わらず誰もが尊重され活躍できるまち盛岡の実現

基本理念（条約より）

性別・性的指向・性自認等（以下「性別等」）に関わりなく実現すべき5つの基本理念（盛岡市男女共同参画推進条例第3条）  
 ①人権尊重 ②多様な生き方の選択 ③活動方針等決定過程への機会の確保 ④ワーク・ライフ・バランスの実現 ⑤性と生殖に関する理解と尊重

### 基本目標1

性別等に関わらず  
多様な生き方を選択できる  
意識の形成

【成果指標】  
市まちづくり評価アンケート「男女共同参画社会の  
推進や人権問題への取組についての重要度」  
（現状）H30：51% → R6：66%

### 基本目標2

人権尊重と安全安心な暮らしの実現

2-1  
多様性の尊重と安心な暮らし

【成果指標】  
人権相談件数（女性相談、児童虐待相談）  
（現状）H30：8,950件 → R6：8,950件

2-2(●)  
配偶者等からの暴力の根絶

【成果指標】  
DV新規相談件数  
（現状）H30：204件 → R6：204件

### 基本目標3

あらゆる場面における多様な人材の活躍

3-1  
地域社会や家庭における活躍

【成果指標】  
市審議会等女性登用率（男女数の均衡）  
（現状）H30：30.6% → R6：40%

3-2(■)  
働く場における活躍

【成果指標】  
市内の女性活躍推進等認定（...）事業所数  
（現状）H30：6事業所 → R6：20事業所

### 施策の方向性

- 1 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進
- 2 多様な生き方の選択を可能とする学びの充実
- 3 男女共同参画を推進する人材育成

- 1 性の多様性の理解と支援
- 2 性と生殖に関する理解と生理に渡る健康支援
- 3 男女共同参画視点での災害対応
- 4 性別等による人権侵害の防止

- 1 DV防止に向けた啓発・教育の推進
- 2 相談及び被害者支援体制の充実
- 3 被害者の自立支援

- 1 行政や政治の場における男女共同参画の推進
- 2 地域における男女共同参画の推進
- 3 家庭における男女共同参画の推進

- 1 働く場における女性の活躍推進
- 2 男性の家庭や地域における活躍推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

### 主な事業（「A新規事業」「B検討事業」「C継続事業」に区分） \*...特に教育関係者・事業者向け支援事業（条例の責務実現に向けた取組）

- A 人材育成講座受講後の活躍機会創出
- B 男女共同参画拠点施設の機能充実  
 B 児童生徒向け男女共同参画出前講座  
 B \* 教育関係者向け男女共同参画推進研修  
 B \* 進路選択のための保護者等向け事業
- C 意識形成のための啓発活動  
 （推進月間・広報啓発・イベント・講演会等）
- C 男女共同参画意識形成のための教育・学習の推進（学校教育等）
- C 男女共同参画に関する講座・講演会等学習機会の充実（もりおか女性センター、社会教育施設等）
- C \* 性別で分けられない名簿の導入と普及
- C 男女共同参画人材育成講座
- C 男女共同参画団体の育成
- 外 全15事業

- A \* 性の多様性の理解に向けた啓発  
 （講座、イベント、啓発冊子の作成等）
- A \* 性の多様性に関する研修  
 （市職員・教育関係者・事業者向け）
- A 生活上の不便の解消に向けた環境づくり  
 （市申請書等の性別記載欄削除、多目的トイレ等の普及啓発等）
- A 性別等による人権侵害の禁止の啓発
- A \* 発行物等の情報発信の際の配慮啓発
- B 同性パートナーシップ制度の導入
- B LGBT相談体制の構築
- B 「LGBTフレンドリー企業」登録制度創設
- B 産後ケア事業の拡充
- B 自主防災組織と防災リーダーの連携充実
- C 人権尊重の理念に基づいた教育の推進
- C 妊娠出産子育てに関する相談体制の充実
- 外 全24事業

- A 子育て世代へ向けたDV予防啓発
- A 性犯罪・性暴力、若年層対象の性的な暴力の予防啓発と支援
- A メール相談・男性DV相談の実施
- B 外国人DV被害者の支援
- B DV被害者ワンストップサービスの構築
- B 生活支援サポーターの育成
- B 加害者対応（更生会）の取組
- C DV予防啓発活動の実施
- C 若年層向け人権出前講座の実施
- C 相談体制の充実
- C 市配偶者暴力相談支援センターの運営
- C DVセンター広域連携事業の実施
- C DV被害者の自立支援  
 （住まい・福祉・保険年金・健康・教育等）
- 外 全18事業

- A 政治分野の男女共同参画推進啓発  
 （意義や必要性の講座や啓発活動等）
- A 町内会・自治会・PTA等地域活動における男女共同参画の推進
- A 家庭における男女共同参画意識醸成
- B 市の審議会等のクォータ制の調査研究
- C 女性人材リストの作成と充実
- C 市職員における男女共同参画の推進に配慮した研修、性別等に関わらない採用・能力開発・役職登用
- C 地域での男女共同参画学習機会の提供
- C 子ども子育て支援の充実
- C 家庭教育活動の推進
- C ひとり親家庭の自立促進に向けた支援
- C 介護支援体制の充実
- 外 全13事業

- A \* 働く女性向け人材育成  
 （キャリアアップ、両立支援）
- A \* 女性活躍推進団体ネットワーク形成
- A \* 事業所への啓発と取組支援
- A \* 女性が少ない分野の女性活躍推進
- A \* 男性家庭地域参画の啓発活動  
 （イベント・ロールモデル発信等）
- A \* 男性育児休業取得促進の機運醸成
- A \* ダイバーシティ経営推進の啓発と支援
- A \* 経営者・管理職向けマネジメント支援
- A \* 無意識の偏見の解消・ハラスメント防止
- B \* 多様な柔軟な働き方・非正規雇用待遇改善のための相談支援
- C 女性の起業・就業・再就職支援
- C 男性向け家事育児見直しスキルアップ講座
- C 仕事と子育て・介護の両立支援体制整備
- 外 全20事業

## 盛岡市男女共同参画推進条例と第3次盛岡市男女共同参画推進計画の対応表

(凡例) ●…特に関連がある取組 ○…関連がある取組	第3次盛岡市男女共同参画推進計画																計画 推進 体制 (5画)
	基本目標1 性別等に問わず 多様な生き方を選択できる意識の形成			基本目標2 人権尊重と安全安心な暮らしの実現							基本目標3 あらゆる場面における多様な人材の活躍						
				2-1 多様性の尊重と安心な暮らし				2-2 配偶者等からの暴力の根絶 (第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画)			3-1 地域や家庭における活躍			3-2 働く場における活躍 (盛岡市女性活躍推進計画)			
	【施策1】 男女共同参画 への関心と理解 を深める啓発活 動の推進	【施策2】 多様な生き方の 選択を可能とし る学びの充実	【施策3】 男女共同参画 を推進する人材 育成	【施策1】 性の多様性の 理解と支援	【施策2】 性と生殖に関す る理解と生理に 渡る健康支援	【施策3】 男女共同参画 視点での災害対 応	【施策4】 性別等による 人権侵害の防 止	【施策1】 DV防止に向け た啓発・教育の 推進	【施策2】 相談及び被害 者支援体制の 充実	【施策3】 被害者の 自立支援	【施策1】 行政や政治の場 における男女共 同参画の推進	【施策2】 地域活動におけ る男女共同参 画の推進	【施策3】 家庭における男 女共同参画の 推進	【施策1】 働く場における 女性の活躍推進	【施策2】 男性の家庭や地 域における活躍 推進	【施策3】 ワークライフ・バ ランスの実現によ る誰もが活躍でき る職場環境の整備	
<b>盛岡市男女共同参画推進条例</b>																	
第1章 総則																	
第1条 目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2条 定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3条 基本理念																	
(1) 人権の尊重	●	○	○	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
(2) 多様な生き方の選択	●	●	●	○	○			○		○	○	○	○	●	●	●	
(3) 活動方針立案等への参画機会の確保	●	○	●	○		●				○	○	○	○	○	○	○	
(4) ワーク・ライフ・バランスの実現	●	○	○							○	○	○	○	●	●	●	
(5) 性と生殖に関する理解と尊重	●	○	○	○	●	○	○	○	○								
第4条 市の責務	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第5条 市民の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第6条 事業者の責務	○			○			○						●	●	●		○
第7条 教育関係者の責務	○	●	●	●	●		●	●	○			○	○				○
第8条 禁止事項等	○	○	○	○	○		●	○								○	
第2章 男女共同参画の推進に関する基本体制																	
第9条 推進計画																	●
第10条 実施状況の公表																	●
第11条 推進体制の整備																	●
第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等																	
第12条 情報の収集及び提供	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第13条 施策の策定等に当たっての配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
第14条 拠点施設	●	●	●					●	●	●	○	○	○				●
第15条 啓発活動	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	
第16条 教育及び学習の振興等	○	●	●	●	●	○	●			○	○	○	○	○	○	○	
第17条 市民等の自発的な活動を推進するための措置	○	○	●														
第18条 積極的改善措置				○		○				●			●	●			
第19条 災害対応	○	○	○			●											
第20条 支援措置				●			●	○	●	●							
第21条 相談申出への対応				●	○	○	○	○	○	○							●
第22条 苦情申出への対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
第4章 審議会（第23条～第30条）																	
第5章 雑則（第31条）																	

## 第4章 施策の展開

第3章で示した計画の体系に基づき、基本目標ごとに次ページ以降に掲げる内容を中心とした施策の展開を図っていきます。

また、本章における共通の記載事項を次のとおりとします。

### 1 成果指標・参考指標

本計画の進捗管理に用いる指標は次のとおりとします。

#### (1) 成果指標

計画期間中に達成を目指す数値目標として「成果指標」を設定します。

また、計画期間の見直し年度である令和6年度に達成度を検証し、社会情勢の変化等を見極めながら見直します。

#### (2) 参考指標

現状を把握するための指標として「参考指標」を設定します。

### 2 主な取組・事業の分類

本計画に掲載する取組を次の3つに分類し、進捗管理をすることで、より効果的で実効性がある施策展開を図ります。

#### A 新たに実施する取組・事業

第2次計画における課題の解決や社会の変化等に対応する取組として、計画期間中に新たに実施する取組。

#### B 今後検討する取組・事業

高い事業効果が認められるものの、現時点では課題が多く、実施に向けて、調査や多様な実施主体との協議が必要な取組であり、計画期間中の実施を目指して検討を進める取組。

#### C 継続する取組・事業

これまで本市の男女共同参画推進に一定の効果を創出し、本計画においても継続が必要とされる取組。

### 3 取組No.

取組の進捗管理のため、次のように番号（No.）を割り振ります。

（例）基本目標1，施策1，新たに実施する事業，1番目の取組



<b>基本目標</b>	
<b>1</b>	<b>性別等に関わらず多様な生き方を選択できる 意識の形成</b>

- 目指す姿である「性別等に関わらず、誰もが尊重され活躍できるまち盛岡の実現」のためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進め、一人一人の意識と行動の変革を促すことが必要です。
- このことから、本計画における目標の第一に、「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成」を掲げ、依然として残る、性別等に関する固定的な役割分担意識や、価値観、慣習、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）等の解消、男女共同参画に関する教育・学習機会の充実、取組を牽引する人材の育成を進め、意識と行動の変革を図っていきます。

■ 施策の方向性

- 【施策1】男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進
- 【施策2】多様な生き方の選択を可能とする学びの充実
- 【施策3】男女共同参画を推進する人材育成

■ 成果指標

項目	現状値 (H30)	目標値 (R6)	目指す 方向
男女共同参画社会の推進や人権問題への取組についての重要度 (市まちづくり評価アンケート)	51%	66%	↑

■ 参考指標

項目	現状値 (H30)	単位	目指す 方向	把握方法
社会で男女平等と思う人の割合	7.2	%	↑	市民意識調査等
推進月間における事業への参加者数	290	人	↑	庁内調査
男女共同参画に関連した講座・イベントへの受講人数	4,600	人	↑	庁内調査
市民団体支援事業への申請団体数	6	団体	↑	庁内調査
市民団体支援事業への参加者数	107	人	↑	庁内調査
男女共同参画サポーター認定者数（累計）	130	人	↑	庁内調査

## 【施策1】 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進

人々の意識の中に形成された、性別等に基づく固定的な役割分担意識や偏見等を解消し、多様な生き方を選択できる意識を形成するためには、男女共同参画に関する意義や重要性に対する関心と理解を深めることが重要です。

このため、毎年、市が定める推進月間などにおける男女共同参画に関する啓発事業や、情報の収集と発信など、意識醸成のための啓発活動を積極的に展開します。

### ■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 10101	<b>男女共同参画拠点施設（もりおか女性センター）の機能充実</b> 男女共同参画推進における課題の多様化・増大化に対応するため、施設名の変更などを含め、拠点施設としての機能の充実の方策を検討します。	市民部
B 10102	<b>児童生徒向け男女共同参画出前講座の開催</b> 小・中学校などにおける男女共同参画に関連した出前講座の開催を検討します。	市民部 教育委員会

### ■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 10101	<b>推進月間における重点的な啓発活動</b> 「男女共同参画社会基本法」の公布、施行日である平成11年6月23日にあわせ、毎年6月に開催される国の「男女共同参画週間」と連動した啓発イベントを実施します。	市民部
C 10102	<b>男女共同参画に関する広報と情報提供</b> 男女共同参画情報紙の発行やホームページなど多様な媒体により、市民へ男女共同参画意識形成に有益な取組の情報提供を行います。	市民部
C 10103	<b>男女共同参画関連資料の収集と提供</b> 男女共同参画意識の形成に資する図書等の収集と貸出を行うとともに、地域の状況を客観的に把握するため、性別等に関する統計資料の作成と公表や提供を行います。	市民部

## 【施策2】 多様な生き方の選択を可能とする学びの充実

性別等に関わらず誰もが互いを尊重し合うことや、人生100年時代において、誰もがいくつになっても、性別等の慣習や固定観念、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）等にとらわれずに、自らの生き方について多様な選択を可能とするためには、男女共同参画に関する教育・学習の充実が必要です。

このため、市民や事業者、教育関係者向けの教育、講座や講演会など、男女共同参画に関する学習機会を提供し、多くの方に参加を呼びかけます。また、若年層における教育が男女共同参画意識形成において重要な役割を果たすことから、発達段階に応じた男女共同参画教育を推進します。

### ■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 10201	<b>教育関係者向け男女共同参画推進研修の開催</b> 児童生徒等が、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれずに、自分自身の働き方や暮らし方を考えられるよう、指導的立場にある教員に向けた研修の開催を検討します。	市民部 教育委員会
B 10202	<b>進路選択のための保護者等向け事業への取組</b> 児童・生徒の保護者が、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれずに、多様な職業について知るための取組を検討します。	市民部 教育委員会 商工労働部

### ■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 10201	<b>男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進</b> 学校教育において男女共同参画意識の形成に資する取組を行います。また、あらゆる教育の場において、男女共同参画に関連した出前講座を実施するなど、理解の促進と意識の形成を図ります。	市民部 教育委員会
C 10202	<b>男女共同参画に関する講座・講演会等の学習機会の充実</b> 男女共同参画拠点施設「もりおか女性センター」を中心に、市民のニーズや社会情勢の変化等を踏まえた講座や講演会等を実施します。また、社会教育施設等において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、多様な生き方の選択に資する講座等を実施します。	市民部 教育委員会
C 10203	<b>キャリア教育の推進</b> 次世代を担う若者が、固定的な役割分担意識にとらわれずに、主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校現場等において適切な指導を行います。	商工労働部 教育委員会
C 10204	<b>性別で分けない名簿の導入と普及</b> 出席簿・学級名簿など主に学校などで使用される名簿について、「性別で分けない名簿」の導入や普及を進めます。	市民部 教育委員会

### 【施策3】 男女共同参画を推進する人材育成

家庭や地域、学校、職場などのあらゆる場面において男女共同参画を推進するためには、男女共同参画に興味や関心を持ち、その意義や重要性を理解するとともに、周囲を巻き込みながら課題解決のために率先して取り組む人材をより多く育成することが肝要です。

このため、人材育成のための講座や講演会の実施や、県で実施する人材育成事業との連携、市民の自発的な活動を促進するための情報提供や活動場所の提供などを通じ、様々な分野で男女共同参画の取組を牽引できる人材の育成を促進します。

#### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管																	
A 10301	<p><b>男女共同参画人材育成講座受講後の活躍機会の創出</b></p> <p>人材育成講座等修了後の活躍支援のため、活動機会の情報提供や、自主グループ立ち上げの支援など、学びの成果を地域での活動に還元できる機会の創出に取り組みます。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">工程表</td> <td>仕組み検討</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>実施</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	工程表	仕組み検討		→	→	→	実施	実施				市民部 教育委員会
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度														
工程表	仕組み検討		→	→	→														
	実施	実施																	

#### ■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 10301	<p><b>男女共同参画人材育成講座等の実施</b></p> <p>もりおか女性センターを核とし、様々な分野で男女共同参画を推進できる人材を育成するための講座や講演会等を実施します。</p>	市民部
C 10302	<p><b>県男女共同参画サポーター養成講座等との連携</b></p> <p>県が実施する男女共同参画サポーター養成講座等への事業協力と、サポーター認定後の活動のための情報提供などを実施します。</p>	市民部
C 10303	<p><b>男女共同参画団体の育成</b></p> <p>市民等の自発的な活動を促進するため、男女共同参画団体の育成を行い、もりおか女性センターにおける活動場所の提供や助言、情報提供、市民団体支援事業等による事業費助成等の支援を行います。</p>	市民部

<b>基本目標</b>	
<b>2-1</b>	<b>人権尊重と安全安心な暮らしの実現 ～多様性の尊重と安心な暮らし</b>

- 性別や性的指向, 性自認等に関わらず誰もが尊重され, 人権が守られる社会を目指すことや, 身体的な違いを十分に配慮しあい, 妊娠や出産など性と生殖に関する健康と権利について個人の意思が尊重され, 生涯を通じ心と体の健康を享受できるようにすることは, 性別等に関わらず誰もが尊重され, 活躍できる男女共同参画社会の実現にあたり, 基盤となる理念です。
- また災害時においては, 平常時におけるこれらの課題が顕著になることが指摘されており, 性別等により災害から受ける影響に違いが生じることに配慮した防災の取組や, 災害時の困難を最小限にする取組が求められています。
- このことから, 性の多様性の理解と支援, 性と生殖に関する理解の促進と生涯に渡る健康支援, 男女共同参画視点での災害対応, 性別等による人権侵害の防止の取組を実施します。

■ 施策の方向性

- 【施策 1】性の多様性の理解と支援
- 【施策 2】性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援
- 【施策 3】男女共同参画視点での災害対応
- 【施策 4】性別等による人権侵害の防止

■ 成果指標

項目	現状値 (H30)	目標値 (R6)	目指す 方向
人権相談件数（女性センター女性相談, 子ども青少年課女性相談, 子ども家庭総合支援センター児童家庭相談） （盛岡市総合計画まちづくり指標）	8,950 件	8,950 件	→

■ 参考指標

項目	現状値 (H30)	単位	目指す 方向	把握方法
性の多様性に関する啓発事業への参加人数	80	人	↑	庁内調査
性の多様性に関する職員研修への参加人数	0	人	↑	庁内調査
妊婦健康診査受診率	99.1	%	↑	庁内調査
特定健診・成人検診受診者数	104,406	人	↑	庁内調査
男女共同参画視点の防災講座の修了者数（累計）	58	人	↑	庁内調査

## 【施策1】性の多様性の理解と支援

近年、社会全体で多様性を尊重し、性的マイノリティ（LGBTの人々）への理解と支援の動きが加速している一方で、多様な性のあり方への無理解などから、性的指向や性自認等を理由とした差別や偏見により、当事者は生きづらさを抱え、社会生活で困難な状況に置かれている場合が多いといわれています。特に自殺未遂などの割合が高いことなども指摘されており、人権尊重の観点から、性的マイノリティの人々が直面しがちな困難や支援のニーズを知り、社会全体で解決すべき問題として、各自が取り組み、支えあうことへの意識の醸成が大切です。

このことから、性の多様性についての関心と理解を深め、偏見や差別等を解消するための啓発や講座等を通して、理解と支援に向けた意識を醸成するとともに、当事者が直面している生活上の困難や、不便の解消に向けた環境づくりを進めていきます。

※本計画では、「LGBT」を「LGBTを含む性的マイノリティの総称」として使用します。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管											
A 21101	<p><b>性の多様性の理解に向けた啓発・講座等の実施</b></p> <p>各種講座やイベント、パネル展の開催、啓発冊子の作成及び学校等への配布を通して、性の多様性の理解促進に向けた啓発を行います。また、市民や地域活動団体等向けの出前講座を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業実施・冊子作成</td> <td>事業実施・冊子配布</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	事業実施・冊子作成	事業実施・冊子配布	→	→	→	市民部 教育委員会
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度								
事業実施・冊子作成	事業実施・冊子配布	→	→	→									
A 21102	<p><b>市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修の実施</b></p> <p>行政や教育現場、職場における性の多様性の理解と支援の促進のため、市職員や教育関係者、事業者等を対象にした研修を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画・調整 一部実施</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	企画・調整 一部実施	実施	→	→	→	総務部 市民部 教育委員会
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度								
企画・調整 一部実施	実施	→	→	→									
A 21103	<p><b>生活上の不便の解消に向けた環境づくり（多目的トイレ設置等）</b></p> <p>市申請書等の性別記載欄の削除や、誰もが利用しやすい多目的トイレ等の普及啓発を行います。また、意見交換等を通じて当事者のニーズを把握しながら、生活上の不便を解消する取組や、同性カップルが利用できる公共サービス等の周知を進めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請書調査 (随時)</td> <td>ニーズ把握 サービス周知</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	申請書調査 (随時)	ニーズ把握 サービス周知	→	→	→	市民部 (全庁)
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度								
申請書調査 (随時)	ニーズ把握 サービス周知	→	→	→									

■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 21101	<b>同性パートナーシップ制度の導入</b> 同性カップルに対し，婚姻関係に相当することを公的に承認する制度の導入を検討します。	市民部
B 21102	<b>LGBT相談体制の構築</b> 性的マイノリティの人々が抱える悩みや不安，問題等について，当事者やその家族，友人からの相談に応じる体制の構築を検討します。	市民部
B 21103	<b>「LGBTフレンドリー企業」登録制度の創設</b> 性的マイノリティの人々に対する理解と支援の取組を行っている企業を，「LGBTフレンドリー企業」として登録し，ホームページなどで公開する制度の創設を検討します。	市民部

■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21101	<b>人権尊重の理念に基づいた教育の推進</b> 性的マイノリティの人々に対する偏見や差別解消を含め，性別等に関わらず個人として尊重されるよう，学校教育や家庭教育，公民館等の社会教育の場を通じ，人権を尊重する意識の醸成に向けた教育を行います。	市民部 教育委員会

## 【施策2】 性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援

女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期とライフステージごとに大きく変化するほか、男性と比較して平均寿命と健康寿命の差が大きく、相対的に介護を必要とする人が多い傾向があります。また、男性においては、肥満者の割合や喫煙・飲酒する割合が高いほか、悩みや困りごとを相談しにくいなど、精神面で孤立しやすい傾向があるといわれており、経済・生活問題や勤務問題などを背景に、盛岡市では自殺死亡者の7割が男性であるなどの問題があります。

こうした実態を改善し、性別等に関わらず、誰もが生涯にわたって安全かつ健康な生活を送るため、妊娠・出産時の健康支援や、身体的な違いに応じた健康支援、ライフステージに応じた健康づくりに取り組みます。

### ■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 21201	<b>産後ケア事業の拡充</b> 出産退院後、助産師が自宅を訪問し、出産後の母親の体や心の不調のケアや赤ちゃんのケアなどを行う産後ケア事業について、デイサービス型の実施など、事業の拡充を検討します。	子ども未来部

### ■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21201	<b>性と生殖に関する理解の促進に向けた啓発活動</b> 性別による身体的な違いに関することや、生涯を通じて異なる健康上の課題に直面することなどについて理解を深め、妊娠や出産等の性と生殖に関する個人の意思を尊重しあうことの啓発や理解促進のための取組を行います。	市民部 子ども未来部
C 21202	<b>思春期保健教育の充実</b> 若年層に向けて、幼児とのふれあい体験の実施のほか、望まない妊娠や性感染症、SNSを通じた性暴力被害やデートDVなどを予防する学習などを通じ、性と生命を尊重する学びの機会を提供します。学校においては、思春期における体の成熟や性的な発達、それに伴う適切な行動などについての教育を行います。	市民部 子ども未来部 教育委員会
C 21203	<b>妊産婦健康診査や保健指導、妊産婦医療費給付等の母子保健の充実</b> 妊娠・出産・産後における健康診査を通して、身体的・精神的状況を把握し、母体や乳幼児の発育、妊娠・出産期の健康管理の支援を行うとともに、妊産婦に対する医療費給付等を行います。	市民部 子ども未来部

No.	主な取組・事業	所管
C 21204	<b>妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実</b> 子ども未来ステーション（子育て世代包括支援センター）において、保健師等の専門職が、妊娠・出産・子育てに関する相談や支援を行います。	子ども未来部
C 21205	<b>特定健診・成人検診等の実施</b> 生活習慣病等の発症や重症化の予防、健康寿命の延伸のため、特定健診（メタボリックシンドロームの改善）や成人検診（女性健康診査・がん検診等）の実施など、ライフステージに合わせた検診を実施します。	市民部 保健福祉部
C 21206	<b>健康増進に向けた自己管理の啓発</b> 運動、食事、禁煙など、健康を維持・増進するための自己管理について、各種健康教室や健康相談、イベント等を通して周知・啓発します。	保健福祉部
C 21207	<b>こころの健康に関する周知啓発と相談や支援体制の充実</b> 性別等や対象に応じた相談窓口の周知と、必要な支援・見守りのためのゲートキーパーの養成により、包括的な相談支援を行います。	保健福祉部

### 【施策3】 男女共同参画視点での災害対応

災害時においては、平常時における社会の課題が顕著になりやすいことが指摘されているため、避難生活を少しでも安全・安心なものにする取組や、災害から受ける不安や困難が性別等により違いがあることへの配慮など、災害対応（予防、応急、復旧・復興）の各場面において、男女共同参画の視点を踏まえた取組が求められています。

このことから、講座や発行物により、男女共同参画視点での災害対応についての意識啓発を行うほか、男女共同参画視点を持ちながら地域防災で活躍できる人材の育成に取り組み、災害に直面しても、性別等に関わらず誰もが災害時の困難を最小限にするための取組を実施します。

#### ■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 21301	<b>自主防災組織と防災リーダーの連携の充実</b> 男女共同参画視点を持ちながら災害対応に取り組む防災リーダー等が、地域の自主防災組織等と連携し、広く活動できる方策（活動できる機会の創出等）を検討します。	総務部 市民部

#### ■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21301	<b>男女共同参画視点の防災講座や意識啓発の実施</b> 地域に向けた、男女共同参画視点での防災出前講座やパンフレットの配布等を通じ、実際に行う防災訓練や避難所運営訓練で、女性や性的マイノリティなどの視点を取り入れた訓練ができるよう、啓発活動や情報提供を実施します。	総務部 市民部
C 21302	<b>男女共同参画視点で災害対応に取り組む人材の育成</b> 自主防災組織や町内会などの地域コミュニティにおいて、男女共同参画視点で災害対応ができる防災リーダーやサポーター等を養成します。	総務部 市民部
C 21303	<b>災害対応における意思決定過程の場への女性の参画拡大に向けた意識啓発</b> 地域における多様な生活者の視点を反映した防災対策の実施により、災害時の困難を最小限にし、地域の防災力の向上を図るため、防災会議や避難所等運営における男女の構成比を配慮するなど、災害対応における意思決定過程の場において、女性の参画が拡大するよう、意識を啓発します。	総務部 市民部

## 【施策4】 性別等による人権侵害の防止

セクシュアル・ハラスメントなどの性別等に関連するハラスメントや、DVなどの暴力、性別等を理由とした差別的取扱などの「性別等による人権侵害」は、個人の人格と尊厳を傷つけるほか、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、社会全体でその解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

そのため、日常生活において、どのような行為が性別等による人権侵害にあたるのかについて、市民や事業所等に向けた啓発活動や、子どもの頃からの人権教育を行うほか、性別等による人権侵害に対する相談について、関係機関と連携しながら適切に対応していきます。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 21401	<p><b>性別等による人権侵害の禁止に関する意識啓発</b></p> <p>市民や事業者向けに、どのような行為が性別等による人権侵害にあたるのか、などの具体事例の啓発や相談先についての情報提供などを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発資料作成</td> <td></td> <td>周知啓発</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	啓発資料作成		周知啓発	→	→	→	市民部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
啓発資料作成		周知啓発	→	→	→									
A 21402	<p><b>発行物をはじめとする情報発信に際する表現への配慮の周知啓発</b></p> <p>性別等による人権侵害にあたる表現または固定的な役割分担を反映させた表現等を行わないよう、具体的な事例をあげながら広く周知啓発を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>啓発資料作成</td> <td>周知啓発</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			啓発資料作成	周知啓発	→	→	市民部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
		啓発資料作成	周知啓発	→	→									

■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21401	<b>性別等による人権侵害防止のための出前講座の実施</b> 市民や事業者向けに、性別等による人権侵害の防止に向けた出前講座を行います。	市民部
C 21402	<b>情報モラル教育・出前講座等の実施</b> スマートフォン等の普及によるいじめや犯罪，青少年を取り巻く有害環境浄化に向けて，情報モラル教育や出前講座を実施します。	子ども未来部 教育委員会
C 21403	<b>性別等による人権侵害に関する相談体制の充実</b> 性別等による人権侵害に対する相談窓口の周知や啓発を行うほか，配偶者暴力相談支援センター，子ども家庭総合支援センター，性犯罪・性暴力被害者支援はまなすサポートセンター，国の人権擁護機関や総合労働相談などの関係機関と連携しながら，相談者の問題解決に向けた支援を行います。	総務部 市民部 子ども未来部 商工労働部

基本目標	第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画
2-2	<b>人権尊重と安全安心な暮らしの実現</b> <b>～配偶者等からの暴力の根絶</b>

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画）

- 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、重大な人権侵害です。これまでも本市においては、配偶者暴力相談支援センターや女性相談を中心に、県内におけるDV相談の約5割を占める年間900件近い相談対応や支援を実施してきました。
- 近年では、全国・県・市とも相談件数が高めに推移しているほか、児童虐待や精神障害等が絡み、相談内容が複雑化し、早期問題解決が困難な事案が多くなってきています。また福祉・警察・司法など複数の相談・支援機関が集中する本市には、盛岡市以外の盛岡広域7市町などに在住する人からも、広く相談が寄せられる傾向があります。
- そのために、暴力を根絶するための予防啓発の取組や、幅広い年齢層や事案に応じた相談対応、被害者保護と生活再建に向けた支援を実施し、DV被害者が安全に生活再建できるよう、関係機関がより一層連携し、支援体制を強化していきます。

■ 施策の方向性

- 【施策1】DV防止に向けた啓発・教育の推進
- 【施策2】相談及び被害者支援体制の充実
- 【施策3】被害者の自立支援

■ 成果指標

項目	現状値 (H30)	目標値 (R6)	目指す 方向
DV新規相談件数（市配偶者暴力相談支援センター・女性相談） （庁内調査）	204件	204件	→

■ 参考指標

項目	現状値 (H30)	単位	目指す 方向	把握方法
人権出前講座受講者数	1,053	人	↑	庁内調査
「女性に対する暴力をなくす運動」への参加人数	1,701	人	↑	庁内調査
市職員DV研修受講者数	99	人	↑	庁内調査
DV相談件数（女性センター・子ども青少年課）	882	件	→	庁内調査
DV予防啓発のための学生リーダー数	19	人	↑	庁内調査
盛岡広域7市町居住者からの相談件数	138	件	→	庁内調査

## 【施策1】 DV 防止に向けた啓発・教育の推進

自分の経験がDV被害であったことへの気付きや、加害者や被害者を生まないための予防、子どもの前で配偶者等に暴力を振るうことは児童虐待にあたることの認識など、暴力の予防と根絶のためには、教育や啓発活動の拡充が必要です。

このため、DVの理解促進や相談窓口の周知を図る中で、児童虐待の取組と併せ、集中取組期間を中心に啓発活動を推進するほか、人権出前講座などの教育・学習機会を積極的に提供します。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 22101	<b>子育て世代へ向けた周知啓発</b> 子育て教室や子どもの定期健診時に啓発活動を行います。	市民部 子ども未来部												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>仕組検討</td> <td>啓発</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		仕組検討	啓発	→	→	→	
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
	仕組検討	啓発	→	→	→									

### ■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 22101	<b>国の「女性に対する暴力をなくす運動」に呼応した啓発活動の実施</b> 11月に実施する国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、児童虐待防止との取組も併せ、市内各所で啓発活動やイベントを実施するなど、広く市民の意識啓発のための活動を実施します。	市民部 子ども未来部
C 22102	<b>広報誌、情報紙、ホームページ等を活用した啓発</b> DVに関する情報発信を定期的に行い、関心と理解を深め、暴力を容認しない社会づくりのため、継続して意識の醸成を図ります。	市民部 子ども未来部
C 22103	<b>地域へ向けた学習機会の提供</b> DVの加害者、被害者及び傍観者にならない意識づくりのため、DV予防啓発のための出前講座等を実施します。	市民部
C 22104	<b>若年層向け人権出前講座の実施</b> 中学校・高校・大学等において、デートDVを含む人権教育に関する出前講座を実施します。	市民部 教育委員会
C 22105	<b>学生リーダーの養成</b> 若年層に向け、よりよい人間関係の築き方などの人権意識を醸成するとともに、同年代向けに効果的な啓発活動を行うため、「ユースリーダー（大学生や専門学校生等の学生リーダー）」を養成します。	市民部

## 【施策2】 相談及び被害者支援体制の充実

DV被害者への適切な支援にあたっては、市だけでなく、県、広域市町、県内12箇所ある配偶者暴力相談支援センターや児童虐待などの相談機関、地域、教育機関、警察、医療機関及び司法機関等が一体となり、連携して対応する必要があります。

そのため、市配偶者暴力相談支援センターや女性相談などの相談窓口において、関係機関等と連携した相談対応、緊急宿泊支援、県で実施する一時保護との連携、関係機関への同行支援、法律相談会の開設など、被害者保護と生活再建に向け、切れ目ない支援を実施します。

また、市内においても、窓口担当を中心とした職員研修の実施や担当者会議の実施などを通じ、被害者支援に対する意識の共有化を図り、支援体制の構築を進めます。さらに、相談者の広域化に対応するため、盛岡広域圏における相談体制の充実を図ります。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 22201	<p><b>性犯罪・性暴力、若年層を対象にした性的な暴力等の予防啓発と支援</b>                      県の性犯罪・性暴力被害ワンストップ支援センター「はまなすサポート」と連携し、性暴力被害者に対し適切な支援を実施します。また、デートDVやストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、若年女性を対象とした性的な暴力（AV（アダルトビデオ）出演強要問題、「JKビジネス*」問題等）に対し、予防啓発活動や相談窓口の周知、また被害に遭った場合の適切な相談対応を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談窓口 周知・対応</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	相談窓口 周知・対応		→	→	→	→	市民部 子ども未来部 保健福祉部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
相談窓口 周知・対応		→	→	→	→									
A 22202	<p><b>メール相談・男性DV相談の実施</b>                      幅広い相談ニーズに対応するため、メール・SNS等を活用した相談対応や、男性のDV相談対応の実施を検討します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕組み検討</td> <td></td> <td>試行・検証</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	仕組み検討		試行・検証	実施	→	→	市民部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
仕組み検討		試行・検証	実施	→	→									

\*女性高校生（JK）を雇い、表向きには健全な営業を装いながら、実際には性的なサービスを提供させる営業

### ■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 22201	<p><b>外国人DV被害者の支援</b>                      今後、ニーズが高まることが予測される外国人居住者向けのDV相談の適切な対応や、外国語によるDV啓発資料の作成について、国際交流担当部署と連携し検討します。</p>	市民部 交流推進部

■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 22201	<p><b>相談体制の充実</b></p> <p>相談窓口の周知を行うとともに、DV相談に関連する女性相談や、高齢者虐待相談、児童虐待相談等を実施します。また、相談の職務関係者に対する研修等を通じ、人材の育成や資質の向上を図ります。</p>	市民部 子ども未来部 保健福祉部
C 22202	<p><b>盛岡市配偶者暴力相談支援センターの運営</b></p> <p>相談対応やDV証明書の発行、緊急宿泊支援、県で実施する一時保護との連携、関係機関への同行支援、法律相談会の開設など、DV被害者に対する支援の拠点として、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。</p>	市民部
C 22203	<p><b>配偶者暴力相談支援センター広域連携事業の実施</b></p> <p>盛岡広域市町と連携し、広域市町居住者からのDV相談に対応するほか、DV予防啓発のための冊子配布などの啓発事業を実施します。</p>	市民部
C 22204	<p><b>関係機関との連携の強化</b></p> <p>他の配偶者暴力相談支援センターや児童相談関係機関、警察署、教育・医療・司法などの各機関との連携を深め、被害者を支援するとともに、地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員と連携し、被害者の早期発見や相談支援窓口の情報提供に関する理解と協力を働きかけていきます。</p>	市民部 子ども未来部 保健福祉部
C 22205	<p><b>被害者を支援する体制づくり</b></p> <p>住民基本台帳事務DV被害者等支援措置（住民票等の閲覧・交付制限）や、市の各種証明書の交付や文書送付制限などの被害者情報の保護に取り組むとともに、職員研修やDV施策担当者会議等を実施し、被害者支援にむけた市職員の認識と意識の向上を図ります。</p>	市民部 (全庁)

### 【施策3】 被害者の自立支援

DV被害者が安心して生活を再建するためには、あらゆる支援制度を活用して、住宅の確保や経済的自立、子どもに対する支援等の生活基盤を確立する必要があります。

このため、庁内各部署及び相談機関が連携して、被害者の就職支援や生活困窮者支援、生活保護、児童扶養手当の給付を行います。また、子どもの安全を確保した上で学校生活を送れるよう、指定校の変更や区域外就学の手続を行うなど、あらゆる面から被害者の生活再建のための支援を行います。

#### ■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 22301	<b>ワンストップサービスの構築</b> DV被害者に対するワンストップ窓口（窓口の一元化）の導入に向けて検討します。	市民部 窓口関係課
B 22302	<b>生活支援サポーターの育成</b> DV被害者の生活を継続的に支援する市民サポーターの育成を検討します。	市民部 子ども未来部
B 22303	<b>加害者更生を含む加害者対応に対する取組</b> 更生プログラムの実施などの加害者対応の取組について、国の動向を見極めながら、適切な被害者支援体制の構築に向け検討します。	市民部 子ども未来部

#### ■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 22301	<b>DV被害者の自立支援</b> DV被害者が安心して地域で生活を再建するため、庁内関係課が連携し、様々な分野での自立に向けた支援を行います。  ● <b>住まいの支援</b> 市営住宅に関する相談の受付や、優遇入居の措置  ● <b>福祉に関する支援</b> 生活困窮者の自立支援や生活保護の相談 医療費助成等に関する支援  ● <b>保険・年金に関する支援</b> 国民健康保険への加入や保険証の再発行、年金の手続等の支援	建設部  保健福祉部 市民部  市民部

No.	主な取組・事業	所管
(C 22301)	<p>●<b>健康に関する支援</b> 成人健康診査や予防接種等の支援</p> <p>●<b>教育に関する支援</b> 指定校の変更及び区域外就学，就学援助等の支援</p> <p>●<b>ひとり親家庭等に対する就労支援</b> 就業相談や就業情報の提供，就職につながる実践的な支援講座などの就業支援及び養育費の相談などの生活支援</p> <p>●<b>要保護児童対策に関する支援</b> 母子生活支援施設への入所に関する支援，児童手当・児童扶養手当等の給付，保育施設の入園相談等の子育てに関する支援</p>	保健福祉部  教育委員会  子ども未来部  子ども未来部

<b>基本目標</b>	
<b>3-1</b>	<b>あらゆる場面における多様な人材の活躍 ～地域社会や家庭における活躍</b>

- 地域社会，行政，政治その他あらゆる場面における多様な人材の活躍は，市民ニーズの多様化等の変化に的確に対応するため，また，性別等に関わりなく実質的な機会の平等を担保するため，そして，人口減少・少子高齢化が加速する将来においても，豊かで活力あふれる持続可能な地域社会を形成するためにも必要であり，社会全体で取り組むべき重要な課題であるといえます。
- このことから，市審議会等における男女の委員数の均衡や，男女共同参画の視点に立った市職員の研修等の取組を進めるとともに，多様で幅広い層の政治参画を促進するための関心と理解を深める取組など，地域活動や家庭において男女共同参画視点で活動が促進されるような環境づくりを行っていきます。

■ 施策の方向性

- （施策 1）行政や政治の場における男女共同参画の推進
- （施策 2）地域における男女共同参画の推進
- （施策 3）家庭における男女共同参画の推進

■ 成果指標

項目	現状値 (H30)	目標値 (R6)	目指す 方向
市の審議会等の委員に占める女性の割合 (庁内調査)	30.6%	40%	↑

■ 参考指標

項目	現状値 (H30)	単位	目指す 方向	把握方法
女性委員のいない市審議会等の数	5	-	↓	庁内調査
女性人材リスト登録者数	150	人	↑	庁内調査
市職員における女性管理職割合	8.39	%	↑	内閣府調査
市議会における女性議員割合	15.8	%	↑	庁内調査
小中学校PTA会長に占める女性割合	16.9	%	↑	庁内調査
自治会・町内会長に占める女性割合	6.5	%	↑	庁内調査
市内の小中学校における女性校長割合	11.1	%	↑	庁内調査
子ども家庭総合支援センター相談実件数	463	件	→	庁内調査

## 【施策 1】 行政や政治の場における男女共同参画の推進

市民生活に密着した行政分野において、市には、子育て、教育、介護、医療、まちづくり等、市民ニーズのきめ細やかな把握と、より柔軟で新しい発想と創意工夫が求められていることから、性別等に関わりなく多様な人材が、個性と能力を発揮し活躍できる環境づくりを行うことで、行政サービスの質の向上につなげていく必要があります。また、政治分野においても、多様な意見が政策に反映されるためには、性別等に関わりなく多様な人材が政治に参画することが極めて重要です。

市の審議会等における女性委員の割合は約 30%で、ここ数年横ばい傾向にあることから、条例で定める委員の男女数の均衡を図ります。また、市職員に対する男女共同参画の意識啓発のための研修実施や、性別等に関わらない採用や能力開発、能力と適性を重視した登用などを通じ、多様な人材が活躍できる環境づくりを行います。また、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨にのっとり、市民の関心と理解を深めるための取組を推進します。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管																		
A 31101	<p><b>政治分野における男女共同参画の推進に向けた啓発</b> 多様な人材が政治に参画する意義や必要性について、市民の関心と理解を深めるための講座や啓発活動を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座の開催</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>啓発活動</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	講座の開催		→	→	→	→	啓発活動		→	→	→	→	市民部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度															
講座の開催		→	→	→	→															
啓発活動		→	→	→	→															

### ■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 31101	<p><b>市の審議会等におけるクォータ制の調査・研究</b> 市の審議会等における男女の比率に偏りがある状況に鑑み、制度として人数や比率を割り当てるクォータ（quota）制について調査・研究し、国や他の自治体の動向を踏まえてその具体化について検討します。</p>	市民部

■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 31101	<b>市審議会等の男女の委員数の均衡の取組</b> 市の審議会等委員の女性就任率を調査し，男女数の均衡が図られるよう，担当部署への働き掛け及び意識を啓発します。	市民部 全庁
C 31102	<b>女性人材リストの整備と活用</b> あらゆる分野で活躍している女性人材のリストを作成し，市や公的機関の各種委員や，地域での学習会の講師選定等に活用します。	市民部
C 31103	<b>市職員における男女共同参画の推進に配慮した研修</b> 様々な職階において，男女共同参画の意識啓発につながる職員研修などを実施します。	総務部 市民部
C 31104	<b>市職員における性別等に関わらない採用・能力開発・役職への登用</b> 性別等に関わらず，能力と適性に応じた職員採用や能力開発，役職への登用を行います。	総務部

## 【施策2】 地域における男女共同参画の推進

町内会・自治会等の地域活動やPTA活動においては、役職には男性が多く就くなど、従来からの慣習・慣行や性別等による役割分担意識が未だに多く残っています。

地域活動等の活性化に際しては、多様な視点での組織運営や事業展開が不可欠であるため、それらの活動に男女共同参画の視点が反映され、多様な人材が参画しやすい環境づくりが促進されるよう、情報提供や働き掛けを行います。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 31201	<p><b>町内会・自治会、PTA等の地域活動における男女共同参画の推進</b> 男女共同参画の視点に立った地域活動が推進されるよう、町内会・PTA等へ活動事例の情報提供や啓発を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供・啓発</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	情報提供・啓発		→	→	→	→	市民部 教育委員会
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
情報提供・啓発		→	→	→	→									

### ■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 31201	<p><b>地域における男女共同参画学習機会の提供</b> 町内会・自治会等に向け、男女共同参画に関する出前講座を実施します。</p>	市民部

### 【施策3】 家庭における男女共同参画の推進

家庭における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会を形成する上で根幹となる重要な取組の一つです。

平成30年度に実施した市民アンケート調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による役割分担意識に概ね反対と男女とも3分の2が回答したものの、一般的には、家事・育児・介護などの家庭での役割は、依然として女性が多くを担っている傾向があります。

このため、家族が、性別等に関わらず共に協力して家事・子育て・介護等に取り組むための啓発活動や情報提供を行うとともに、多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実や、今後、性別等を問わず多くの人が直面するとされる介護に関する支援体制の充実により、家庭における男女共同参画の推進を図ります。

#### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 31301	<p><b>家庭における男女共同参画意識醸成の取組</b>                      家族が、性別等に関わらず、共に協力して家事・子育て・介護等に取り組むための啓発活動、情報提供を行います。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発・ 情報提供</td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	啓発・ 情報提供		→	→	→	→	市民部 教育委員会
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
啓発・ 情報提供		→	→	→	→									

#### ■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 31301	<p><b>子ども子育て支援の充実</b>                      子育てに関する情報提供や相談に対応するとともに、さまざまな悩みを抱える子育て家庭に寄り添い、必要な支援を行います。</p>	子ども未来部
C 31302	<p><b>家庭教育活動の推進</b>                      家庭教育の重要性と必要性について理解し、各家庭で実践できるよう、子どもの成長の発達段階に応じた情報提供や教育活動を推進します。</p>	教育委員会
C 31303	<p><b>ひとり親家庭の自立促進に向けた支援</b>                      ひとり親家庭の自立に向けて、相談対応から就職支援、生活支援など、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。</p>	子ども未来部
C 31304	<p><b>介護支援体制の充実</b>                      今後、高齢者が増加する中で、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、相談や各種サービスなどの支援体制の充実に努めます。</p>	保健福祉部

## 3-2

あらゆる場面における多様な人材の活躍  
～働く場における活躍

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づき市町村推進計画）

- 人口減少や少子高齢化が進行する中、働く場面において、性別等に関わらず多様な人材が仕事と生活を両立させながら、意欲と能力を発揮し、活躍できる環境を整えていく取組が求められています。
- 活躍の場の広がり、一人一人の豊かで多様な生き方を可能とするのみならず、社会の支え手を増やし、現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、将来にわたっても、豊かで活力あふれる持続可能な地域を構築するために必要不可欠な取組です。
- このため、「働く場における女性の活躍推進」と「男性の家庭や地域での活躍推進」、また、これらの前提となる「ワーク・ライフ・バランスの推進」を三位一体のものとして取り組むことで、働く場面における多様な人材の活躍を実現していきます。

#### ■ 施策の方向性

- （施策1）働く場における女性の活躍推進
- （施策2）男性の家庭や地域における活躍推進
- （施策3）ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

#### ■ 成果指標

項目	現状値 (H30)	目標値 (R6)	目指す 方向
女性活躍推進法に基づく市内の認定企業 (えるぼし認定) (庁内調査)	6	20	↑

（参考指標は次ページ）

■参考指標

項目	現状値 (H30)	単 位	目指す 方向	把握方法
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（市内）（累計）	58	社	↑	庁内調査
「いわて女性活躍認定企業等」の市内認定企業（累計）	28	社	↑	庁内調査
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定届企業数（市内）（累計）	269	社	↑	庁内調査
女性の管理的地位職業従事者割合（盛岡市）	17.6*	%	↑	国勢調査
女性の就業率（盛岡市）	50*	%	↑	国勢調査
講座参加者で起業や就労に結びついた件数（累計）	30	件	↑	庁内調査
ひとり親家庭等日常生活支援事業登録者数	40	人	↑	庁内調査
家族経営協定締結件数（累計）	94	件	↑	庁内調査
育児休業取得率（男性・女性）（県内）	男性 2.7 女性 84.3	%	↑	庁内調査
パパママ教室への男性の参加割合	100%	%	→	庁内調査
保育所待機児童数（4月1日時点）	0	人	→	庁内調査
保育所待機児童数（10月1日時点）	87	人	↓	庁内調査
地域包括支援センター相談件数	17,070	人	↑	庁内調査
ワーク・ライフ・バランス推進事業参加企業数	約 200	社	↑	庁内調査

\*現状値はH27

## 【施策1】働く場における女性の活躍推進

働く場面において最大の潜在力である「女性の力」の活用が社会全体で求められている中、平成30年度に実施した女性活躍推進に関する事業所調査の結果や、女性活躍推進の取組を積極的に進める事業所の認定数などから、市内における取組が発展途上の段階であることが明らかになりました。

また、同調査において、事業所における女性活躍推進の課題として、「管理職の認識と意識の向上」「女性従業員の理解や行動、意識改革、キャリア形成への支援」が挙げられたほか、市に求める取組として、スキルアップセミナー等の開催や先進事例紹介などが挙げられたことから、働くことを希望する女性が、自信と働きがいをもって活躍できるような支援と、事業者に対する意識啓発や環境整備のための取組支援などを、関係機関と連携しながら行っていきます。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 32101	<p><b>働く女性向けの人材育成（キャリアアップ・両立支援）</b></p> <p>働く女性向けの人材育成セミナーや、ロールモデルなどの情報提供、両立不安を解消するための事例紹介や育児休業中に参加できる講座などを実施し、キャリアアップ支援や両立支援を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座実施</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	講座実施		→	→	→	→	市民部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
講座実施		→	→	→	→									
A 32102	<p><b>女性活躍推進団体間におけるネットワークの形成</b></p> <p>女性活躍推進に関連した事業を展開する地域の教育機関や地域経済団体、NPO等が連携し、女性活躍推進のためのネットワークを形成し、働く女性向けのスキルアップ講座の共同開催や情報提供支援などを行い、地域全体で機運の醸成を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座等の共同開催</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	講座等の共同開催		→	→	→	→	市民部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
講座等の共同開催		→	→	→	→									
A 32103	<p><b>事業所への啓発と取組支援</b></p> <p>事業所において女性活躍推進の取組が進むよう、意義や必要性などの啓発を進めるとともに、先進取組事例の紹介や女性活躍推進に関する企業認定制度の活用などの情報提供を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発・事例紹介（毎年）</td> <td>企業認定制度情報提供</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	啓発・事例紹介（毎年）	企業認定制度情報提供		→	→	→	市民部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
啓発・事例紹介（毎年）	企業認定制度情報提供		→	→	→									

No.	主な取組・事業	所管												
A 32104	<p><b>女性の参画が少ない分野における女性の活躍推進</b> 理工分野や農林・建設分野など、女性の少ない分野における活躍を促進するため、仕事内容や働き方、やりがい、魅力などを伝える講座や情報発信を行います。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>講座実施・ 情報発信</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			講座実施・ 情報発信	→	→	→	市民部 関係部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
		講座実施・ 情報発信	→	→	→									

■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 32101	<p><b>女性の起業支援</b> 起業など多様な働き方を支援するための講座や情報提供を実施します。</p>	市民部 商工労働部
C 32102	<p><b>女性の就職・再就職支援</b> 子育てや介護などで一旦、離職した方の再就職も含め、就職を目指す女性向けの講座や情報提供を実施します。</p>	市民部 子ども未来部 商工労働部
C 32103	<p><b>困難を抱える女性への支援</b> 非正規雇用で働く独身女性や、ひとり親となった女性などを対象に、就業や生活における不安など、様々な課題や困難の解消のための講座や情報提供、日常生活支援事業等を実施し、社会的かつ経済的自立を支援します。</p>	市民部 子ども未来部
C 32104	<p><b>家族経営協定の普及</b> 女性農業者が対等なパートナーとして経営などに参画できるよう、家族経営協定の締結数の拡大と継続的な有効活用を図ります。</p>	農林部

## 【施策2】 男性の家庭や地域における活躍推進

男性の家事や子育て、介護、地域活動等の多様な経験は、職務における視野の広がりや生産性への意識の高まりなど、男性自身の豊かなキャリア形成や多様な生き方の選択にも好影響をもたらすとともに、女性の活躍推進や少子化対策にも大きな影響を与えることから、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

先に実施した市民アンケートにおいて、「男性が家事や育児に参画するために必要なこと」として、「上司や職場の理解を進めること」が最も多く、7割以上の人を選択したことなどから、男性が家庭生活における責任を果たしながら、職場においても貢献していくことができる環境の実現に向け、女性だけでなく男性も仕事と家庭を両立できる働き方の見直しや、経営者と管理職を含めた意識改革が促進されるよう、意識啓発を行いながら機運の醸成を図ります。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 32201	<p><b>男性の家庭・地域参画のための啓発活動の実施</b></p> <p>働く男性の家庭・地域参画に対する、市民や事業所等の理解を深めるためのイベントや講座等での啓発活動を行うとともに、働く父親のロールモデルや好事例の情報を提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座・啓発活動実施</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	講座・啓発活動実施		→	→	→	→	市民部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
講座・啓発活動実施		→	→	→	→									
A 32202	<p><b>男性の育児休業等取得促進のための機運醸成</b></p> <p>事業所における男性の育児休業や配偶者出産休暇等の利用が促進されるよう、講座や啓発資料の配布、関連イベントの開催等を通じ、機運の醸成を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>講座実施・啓発活動</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			講座実施・啓発活動	→	→	→	市民部 関係部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
		講座実施・啓発活動	→	→	→									

### ■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 32201	<p><b>男性の家事・子育て・介護参画に関するスキルアップ講座等の開催</b></p> <p>働く男性の家事・育児・介護参画が進むよう、パートナーと参加できる講座や、スキルアップにつながる講座等を実施します。</p>	市民部 子ども未来部

**【施策3】 ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備**

性別等に関わりなく誰もが活躍できる職場環境をつくるためには、仕事と子育て・介護などの家庭責任との両立や、自己研鑽、趣味、地域活動、病気治療等などの様々な活動との両立をかなえ、仕事と生活の相互に相乗効果を生み出す「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現する取組が欠かせません。

そのため、子育て・介護との両立に関する支援体制の整備と充実を図るほか、事業者向けにワーク・ライフ・バランス実現のための具体的な取組や職場風土づくりのための啓発や支援を行うほか、性別等による固定的な役割分担意識の解消やハラスメントの防止等にも併せて取り組み、誰もが活躍できる職場環境の整備を進めます。

**■新たに実施する取組・事業**

No.	主な取組・事業	所管												
A 32301	<p><b>誰もが活躍できる職場づくりの推進に向けた事業者への啓発と支援</b>                      誰もが活躍できる職場づくり（ダイバーシティ経営推進）のための意義の啓発や先進事例の紹介、推進事業所の認定制度（くるみん・えるぼし等）に関する情報の提供などを通じ、事業所の具体的な取組の後押しを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発・事例紹介等実施</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	啓発・事例紹介等実施		→	→	→	→	市民部 子ども未来部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
啓発・事例紹介等実施		→	→	→	→									
A 32302	<p><b>経営者・管理職向けの多様な人材を活かすマネジメント支援</b>                      イクボスなど多様な人材を活かすマネジメントの実践を普及するため、経営者や管理職向けの講座や情報提供を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座等実施</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	講座等実施		→	→	→	→	市民部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
講座等実施		→	→	→	→									
A 32303	<p><b>無意識の偏見の解消や性別等によるハラスメント防止の意識啓発</b>                      無意識に性別等で役割を固定する見方や考え方である「無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）」への気付きを促すとともに、働く場における性別等に関連したハラスメントの防止に向けた講座や啓発等を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発資料作成・周知</td> <td></td> <td>講座実施・啓発活動</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	啓発資料作成・周知		講座実施・啓発活動	→	→	→	市民部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
啓発資料作成・周知		講座実施・啓発活動	→	→	→									

■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 32301	<b>多様で柔軟な働き方の推進・非正規雇用労働者の待遇差解消の啓発</b> 時間外労働の上限規制や年次休暇の取得促進, 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消などが盛り込まれた「働き方改革関連法」に基づき, 事業所の取組が推進されるよう, 国や県などの関係機関と連携し, 事業所における改善の取組を促進するための要望活動に加え, 制度の周知や相談受付などの支援を検討します。	商工労働部

■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 32301	<b>仕事と子育ての両立支援体制の整備と充実</b> 仕事と子育ての両立環境の整備のため, 保育士の確保や保育所の整備, 放課後児童クラブの設置, 延長保育・病児保育など, 多様なニーズに応じた子育て支援環境の整備を行います。	子ども未来部
C 32302	<b>仕事と介護の両立支援体制の整備と充実</b> 今後, 増加が危惧されている介護離職を防止し, 仕事と介護が両立できる環境づくりを進めるため, 地域の高齢者介護の相談支援の拠点である「地域包括支援センター」の充実をはじめとする介護支援環境を整備し, 家族の介護負担の軽減を進めます。	保健福祉部
C 32303	<b>ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む事業者の支援</b> 民間事業者の自主的な取組を推進するため, ワーク・ライフ・バランスのリーディング企業を育成するとともに, 人材養成講座等の開催, ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業間のネットワーク作りなどを支援します。	商工労働部
C 32304	<b>ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む事業者の表彰</b> 市内における機運の醸成と取組の波及効果を狙うため, 働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組など, 誰もが活躍できる職場づくりを行う民間事業者を表彰します。	商工労働部
C 32305	<b>特定事業主行動計画の着実な推進と一般事業主行動計画の策定勸奨</b> 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく事業主行動計画について, 市など公務部門(特定事業主)は企業等(一般事業主)に対し率先して垂範することが求められていることから, 「盛岡市特定事業主行動計画」に基づく取組を着実に推進し, その実施状況を毎年, 公表します。また, 一般事業主に対し, 事業主行動計画策定の啓発と支援を行うとともに, 市営建設工事競争入札参加者資格申請において, 計画策定を行った事業者に加点を行います。	総務部 財政部 市民部

## 第5章 計画の推進に向けて

本計画を着実に推進するため、市における推進体制を整備し、適切な進行管理を行うとともに、市民や事業者、教育関係者と連携を図りながら、目指す姿である「性別等に関わらず誰もが尊重され活躍できるまち盛岡」を実現していきます。

### 1 推進体制の整備

#### (1) 盛岡市男女共同参画審議会の開催

市長の附属機関として設置している「盛岡市男女共同参画審議会」を開催し、知識経験を有する者や男女共同参画関係団体、市民などから構成される外部有識者12名以内の委員が、市長の諮問に応じ、計画の推進状況など、市の男女共同参画の推進に関する重要事項について、専門性を生かした客観的な立場から調査・審議し、市長へ意見を述べます。（盛岡市男女共同参画推進条例第23条関係）

#### (2) 拠点施設の設置と運営

「もりおか女性センター」及び「盛岡市配偶者暴力相談支援センター」を男女共同参画推進のための拠点施設と位置付け、その機能の充実と活用を促進を図ります。（盛岡市男女共同参画推進条例第14条関係）

#### (3) 庁内体制の整備（男女共同参画推進本部・男女共同参画行政推進連絡会議）

男女共同参画の推進に関する施策について、全庁横断的に推進するとともに、総合調整を行う組織として、市長を本部長、特別職や部長等を本部員とした「男女共同参画推進本部」を設置しており、引き続き、庁内一体となって計画の推進を図ります。

また、実効性を確保するため、施策関係課等の長で構成する「男女共同参画行政推進連絡会議」についても、引き続き、各部局が実施する施策等の進捗状況等の情報共有と連携を図っていきます。（盛岡市男女共同参画推進条例第11条関係）

#### (4) 実施状況の公表

本計画における成果指標の達成状況や、施策の成果と課題などの実施状況について、市公式ホームページにおいて毎年、公表します。（盛岡市男女共同参画推進条例第10条関係）

### 2 多様な主体との連携・協働

#### (1) 国・県との連携

国の男女共同参画社会基本法（第9条）において、「地方公共団体は、国の施策に準じた施策や地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務がある」ことから、国や県の動向を的確に把握し、連携しながら、市の施策を進めていきます。（盛岡市男女共同参画推進条例第4条第2項関係）

## (2) 市民や事業者、教育関係者との連携

男女共同参画の実現には、市のみならず、市民や事業者、教育関係者が一体となって目指す社会を形成することが重要であることから、情報共有や意見交換、協働などの必要な連携を図りながら施策を推進していきます。

また、特に事業者や教育関係者が条例で定める責務を実現することができるよう、必要に応じて適切な支援を行っていきます。（盛岡市男女共同参画推進条例第4条第2項関係）

## 3 相談・苦情への対応

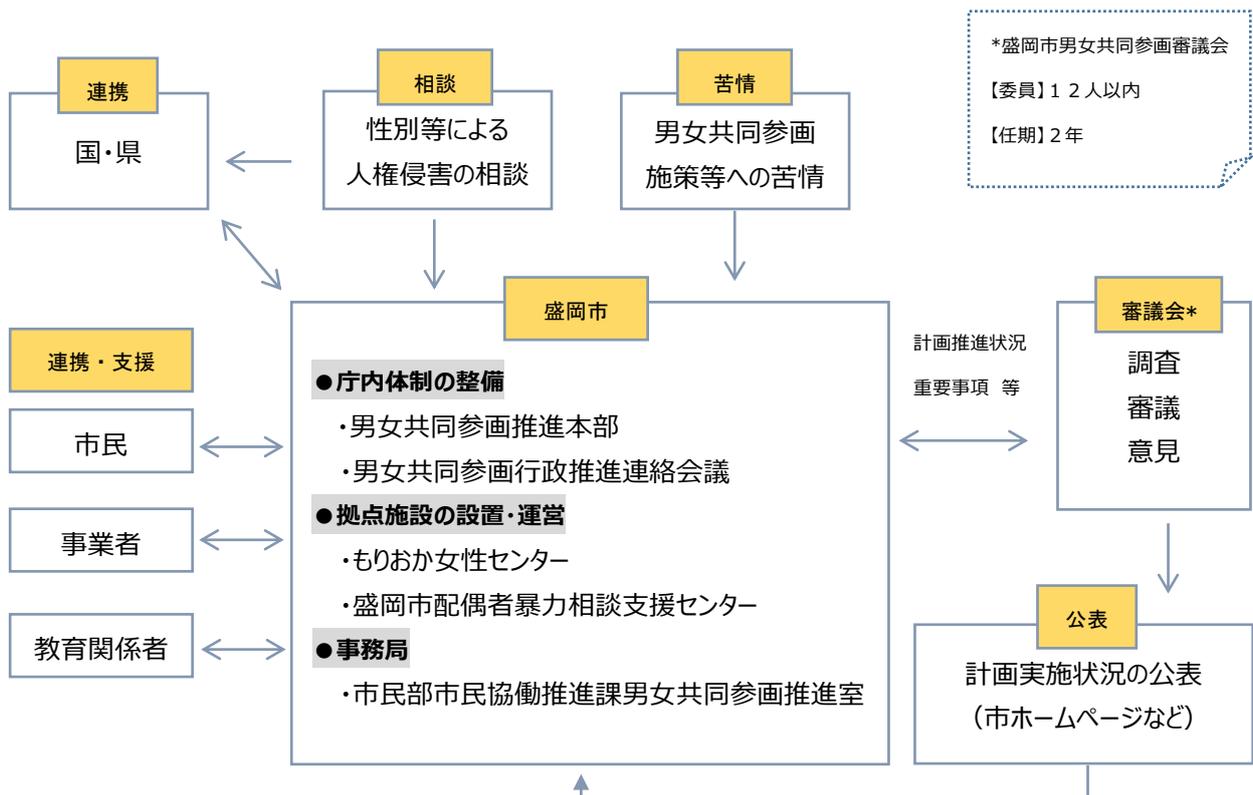
### (1) 性別等に関する人権侵害に関する相談の対応

DVやセクシュアル・ハラスメントなど、性別等に関する人権侵害に関する相談が市民や事業者、教育関係者からあったときは、「市配偶者暴力相談支援センター」や「女性相談」「子ども家庭総合支援センター」及び国や県の関係機関と連携し、相談者の問題解決に向け、公平かつ適切な支援を行います。（盛岡市男女共同参画推進条例第21条関係）

### (2) 施策に対する苦情への対応

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策について、市民や事業者、教育関係者から苦情を受け付けるとともに、公平かつ適切に対応し、適切な措置を図ります。また、対応にあたり特に必要があると認められるときは、「盛岡市男女共同参画審議会」の意見を聴きます。（盛岡市男女共同参画推進条例第22条関係）

### イメージ図



## 第6章 資料編

1	策定経過	54
2	盛岡市男女共同参画審議会委員名簿	56
3	第2次盛岡市男女共同参画推進計画における課題	57
4	盛岡市におけるDV相談等の現状	64
5	平成30年度市民アンケート調査	65
6	平成30年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査	73
7	盛岡市の現状（人口・就業状況）	78
8	社会情勢の変化（主に第2次計画策定後の平成27年度以降）	82
9	男女共同参画行政に関する国内外の動き（1975年～2019年）	87
➤	男女共同参画社会基本法	92
➤	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	96
➤	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	106
➤	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	115
➤	盛岡市男女共同参画推進条例	117

## 1 策定経過

<凡例>

●…審議会への意見聴取（盛岡市男女共同参画推進条例第9条第3項及び第23条関係）

★…市民・事業者・教育関係者との意見交換等（盛岡市男女共同参画推進条例第9条第3項関係）

	開催年月日	経過	内容
1	令和元年8月21日	男女共同参画行政推進連絡会議	計画骨子（案）協議
2	令和元年8月21日	意見交換会 （もりおか女性センター）	計画骨子（案）に関する 意見交換
3	令和元年9月3日	男女共同参画推進本部会議	計画骨子（案）協議
4	令和元年9月4日	●令和元年度第1回盛岡市男女共同参画審議会	新たに策定する第3次盛岡市男女共同参画推進計画について（諮問） 計画骨子（案）協議
5	令和元年9月3日～ 9月13日	全庁意見照会（1件）	計画骨子（案）に関する 意見等
6	令和元年9月27日	★意見交換会 （男女共同参画関係団体 7団体）	計画骨子（案）に関する 意見交換
7	令和元年11月20日	意見交換会 （もりおか女性センター）	計画掲載事業（案）に関する 意見交換
8	令和元年11月23日	★意見交換会 （性的マイノリティ支援団体 1団体）	計画掲載事業（案）に関する 意見交換
9	令和元年11月26日	★意見交換会 （一般女性社員 8事業所）	計画掲載事業（案）に関する 意見交換
10	令和元年11月27・29日	★意見交換会 （男女共同参画関係団体 5団体）	計画掲載事業（案）に関する 意見交換
11	令和元年12月4日～ 令和2年1月24日	庁内施策関係課・女性センター意見照会（2回）	計画掲載事業（案）に関する 確認・修正・提案等
12	令和元年12月23日～ 令和2年1月16日	★アンケート調査 （一般女性社員 20事業所）	女性活躍推進（人材育成） に関する意見等
13	令和元年12月23日～ 令和2年1月16日	★アンケート調査 （管理職 19事業所）	女性活躍推進（人材育成） に関する意見等
14	令和2年1月14日	★意見交換会 （性的マイノリティ支援団体 1団体）	計画掲載事業（案）に関する 意見交換
15	令和2年1月30日	男女共同参画行政推進連絡会議	計画掲載事業（案）に関する 協議

	開催年月日	経過	内容
16	令和2年2月3日	男女共同参画推進本部会議	計画掲載事業（案）に関する協議
17	令和2年2月3日～ 2月10日	全庁意見照会（3件）	計画掲載事業（案）に関する意見等
18	令和2年2月7日	★意見交換会 （教育関係者 1団体）	計画掲載事業（案）に関する意見交換
19	令和2年2月14日	●令和元年度第2回盛岡市男女共同参画審議会	計画掲載事業（案）に関する協議
20	令和2年3月5日	★意見交換会 （教育関係者 1団体）	計画掲載事業（案）に関する意見交換
21	令和2年3月24日	★意見交換会 （教育関係者 1団体）	計画掲載事業（案）に関する意見交換
22	令和2年4月15日	男女共同参画行政推進連絡会議 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催）	計画（案）協議
23	令和2年4月27日	男女共同参画推進本部会議	計画（案）協議
24	令和2年4月27日～ 5月13日	全庁意見照会（1件） もりおか女性センター意見照会	計画（案）に関する意見等
25	令和2年4月27日～ 5月13日	●盛岡市男女共同参画審議会委員 への意見聴取 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催）	計画（案）に関する意見等
26	令和2年5月21日	盛岡市議会総務常任委員会	計画（案）に関する報告等
27	令和2年5月29日	盛岡市議会全員協議会	計画（案）に関する報告等
28	令和2年5月30日～ 6月18日	★パブリックコメント	計画（案）に関するパブリックコメントの実施
29	令和2年6月16日～ 6月17日	令和2年6月盛岡市議会定例会 （一般質問）	計画（案）に関する意見等
30	令和2年6月29日	男女共同参画推進本部会議	パブリックコメント後の 計画（案）協議
31	令和2年6月30日	●令和2年度第1回盛岡市男女共同参画審議会	パブリックコメント後の 計画（案）協議
32	令和2年7月27日	盛岡市男女共同参画審議会会長から市長へ答申	第3次盛岡市男女共同参画推進計画の策定について（答申）
33	令和2年 月 日	市長決裁・策定	

## 2 盛岡市男女共同参画審議会 委員名簿

(令和2年7月1日現在)

	区 分	氏 名	所属機関・団体名	役職名	備考 (審議会役職)	
1	知識経験を有する者(7)	安 部 茂 樹	公募委員			
2		加 藤 麻 衣	盛岡市議会	議 員		
3		佐 藤 菊 子	公募委員			
4		高 橋 和 江 (R1. 8. 20～R2. 3. 31)	盛岡市小学校長会			
		佐 藤 あい子 (R2. 4. 23～R3. 8. 19)				
5			竹 田 勝 博	盛岡人権擁護委員協議会		苦情調整 部会
6			新 妻 二 男	国立大学法人 岩手大学	名誉教授	会長
7		村 上 力	弁護士		苦情調整 部会	
8	関係団体に属する者(3)	小笠原 直 美	盛岡商工会議所女性会	副会長	副会長	
9		十文字 悦 子	もりおか女性の会	副会長		
10		山 下 梓	岩手レインボー・ネットワーク (弘前大学男女共同参画推進室助教)	主宰	苦情調整 部会	
11	関係行政機関の職員(2)	千 田 成 人 (R1. 8. 20～R2. 3. 31)	厚生労働省岩手労働局 雇用環境・均等室	室長補佐		
		小野寺 一 成 (R2. 4. 23～R3. 8. 19)				
12		蛭 田 嘉 男	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部	部長		

(任期：令和元年8月20日～令和3年8月19日)

### 3 第2次盛岡市男女共同参画推進計画における課題

#### 1 第2次計画の期間

平成27年度～令和6年度（H27策定当時の設定終期）

#### 2 第2次計画の基本理念

「未来の盛岡がさらに輝くために、女性の参画機会を拡大し、活躍しやすいまちづくりを推進します」

#### 3 スローガン

「女性が輝き 盛岡が輝く」

#### 4 計画の体系

	基本目標	施策の方向性
1	政策や方針決定過程への女性の参画促進	(1) 審議会等における女性委員の登用促進 (2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進 (3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進
2	市民への男女共同参画の理解の促進	(1) あらゆる場での教育や学習機会の提供 (2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実 (3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施 (4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進 (5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進
3	男女のワーク・ライフ・バランスの実現	(1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透 (2) 男性の家事・育児・介護への参加促進 (3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実 (4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実 (5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発 (6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発 (7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発
4	男女のあらゆる分野への参画機会の拡充	(1) 女性に対する再就職の支援 (2) 起業や自営業の女性が自立するための支援 (3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援 (4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援 (5) 女性の生涯にわたる健康支援 (6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶 (第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画)	(1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり (2) 相談及び被害者保護の取組の充実 (3) 被害者の自立支援 (4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備

## 基本目標 1 政策や方針決定過程への女性の参画促進

### ■施策の方向性

- (1) 審議会等における女性委員の登用促進
- (2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進
- (3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進

### ■主な課題

- ・市の審議会等における女性委員の割合が、近年は約30%と横ばい傾向である。改選・新設時に委員の男女数の均衡を図る取組が必要である。
- ・行政、地域社会、政治その他あらゆる場面における活動方針立案や決定の場における男女共同参画は徐々に進んできているが、さらなる推進が必要である。
- ・男女共同参画人材育成講座や防災リーダー講座終了後の活躍の場が少なかったことから、学びの成果を地域へ還元できる具体的な方策の検討が必要である。

### ■今後特に取り組むべき視点

- ・あらゆる場面における多様な人材の活躍に資する取組（市審議会等における男女共同参画の委員数均衡のための取組、行政、町内会、その他地域における男女共同参画の推進、人材育成講座終了後の活躍の場のしくみづくり）

〔成果指標〕 ◇1～3は各年4月1日現在、4～6は各年度末現在。

	指標	H27	H28	H29	H30	R1	R6 目標
1	市の審議会等における女性委員の割合 (%)	32.4	32.1	31.3	30.6	30.5	40.0
2	市職員における一般職の女性管理職割合 (%)	4.9	5.1	4.4	5.3	7.4	20.0
3	女性委員のいない審議会等の数	3	4	7	5	4	0
4	男女共同参画サポーター認定者数 (人)	111	117	125	130	136	171
5	女性防災リーダー登録者数 (人) (累計)	11	15	17	19	21	100
6	女性人材リスト登録者数 (人)	165	160	144	150	141	180

〔参考指標〕 ◇1～2は各年4月1日現在、3～4は各年5月1日現在。

	指標	H27	H28	H29	H30	R1
1	市議会における女性議員割合 (%)	15.8	15.8	15.8	15.8	15.8
2	町内会長に占める女性割合 (%)	5.2	5.0	6.3	6.5	7.6
3	市内の小中学校における女性校長割合 (%)	19.2	11.1	9.9	11.1	12.5
4	小中学校PTA会長に占める女性割合 (%)	13.2	9.0	13.8	16.9	26.2

## 基本目標2 市民への男女共同参画の理解の促進

### ■施策の方向性

- (1) あらゆる場での教育や学習機会の提供
- (2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実
- (3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施
- (4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進
- (5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進

### ■主な課題

- ・社会で男女平等だと思う人の割合について、平成30年度市民アンケートにおいて「平等になっていない」と答えた人が男女とも6割以上となり、過去20年間の調査で最高となった。多くの市民の男女共同参画への関心への高まりや、問題意識への喚起がなされたものとみており、盛岡市男女共同参画推進条例施行を機に、性別等に関わらず人権を尊重する意識の更なる向上や、固定的な役割分担意識の解消などの取組を、今後さらに加速させ重点的に取り組む必要がある。
- ・性別、性的指向、性自認等に関わらず、誰もが互いの人権を尊重するため、性の多様性を理解しあい、差別や偏見の解消を目指した啓発活動のさらなる拡充が必要である。

### ■今後特に取り組むべき視点

- ・固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方を選択できる意識形成の取組（男女共同参画の関心と理解を深める啓発活動、多様な生き方を選択できる教育・学習活動の充実、男女共同参画の取組を推進する人材育成）
- ・性の多様性の理解と支援の取組

#### 〔成果指標〕

	指標	H27	H28	H29	H30	R1	R6 目標
1	社会で男女平等と思う人の割合（%）	-	-	-	7.2	-	20
2	出前講座実施回数（回）	12	12	6	10	12	7
3	教職員対象メディア活用能力向上講座参加者数（人）	90	80	108	102	31	135
4	「数字に見る盛岡市の男女共同参画」配布数（冊）	118	114	113	111	118	130

## 基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現

### ■施策の方向性

- (1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透
- (2) 男性の家事・育児・介護への参加促進
- (3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実
- (4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実
- (5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発
- (6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発
- (7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発

### ■主な課題

- ・子育てや女性が活躍しやすい環境づくりに取り組む企業に対する国や県の認定制度（くるみん・えるぼし等）を活用する市内企業も徐々に増え始めているが、取組は発展途上であり、さらなる啓発活動と支援が必要である。
- ・性別等に関わらず誰もが活躍しやすい職場環境づくりには、仕事と生活が両立できる取組が欠かせないことから、意識醸成のための講演会やセミナーの開催、先進的取組事例の紹介などを通じ、企業の取組支援を行っていく必要がある。
- ・仕事と育児や介護が両立できるさらなる環境整備が必要である。（年度末に向けて発生している待機児童の解消、保育士の確保、保育定員の拡大、地域包括支援センター等の高齢者介護相談支援等）

### ■今後特に取り組むべき視点

- ・働く場における女性の活躍推進と男性の家庭や地域における参画促進のための取組
- ・ワーク・ライフ・バランス実現のための取組
- ・仕事と育児や介護等との両立支援体制の整備と充実のための取組

### 〔成果指標〕

	指標	H27	H28	H29	H30	R1	R6 目標
1	男性のための支援講座実施延回数（回）	2	3	2	2	2	6
2	母親教室への男性の参加割合（％）	98.6	98.3	99.7	100.0	99.7	90.0
3	子育て支援サービス利用者数（人）	76,691	80,233	79,779	80,684	64,478	77,000
4	市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる市民の割合（％）	13.3	15.2	16.0	19.9	18.9	50.0
5	保育所待機児童数（人）（4月1日現在）	9	0	0	0	0	0
	保育所待機児童数（人）（1月1日現在）	285	218	180	84	40	0
6	企業への出前講座回数（累計）（回）	1	2	4	5	11	20
7	地域包括支援センター等への相談件数（人）	14,795	15,277	15,987	17,070	19,806	25,000

〔参考指標〕

	指標	H27	H28	H29	H30	R1
1	「ワーク・ライフ・バランス」を知っている・聞いたことはあるが内容は知らない人の割合（県内）（％）	33.4	—	—	45.8	—
2	次世代育成支援対策推進法における行動計画策定届出企業数（市内）（社）	200 (H27末)	219 (H28末)	236 (H29末)	269 (H30末)	302 (R1末)
3	次世代認定マーク（くるみん）取得企業数（市内）（社）	12 (H27末)	12 (H28末)	12 (H29末)	14 (H30末)	18 (R1末)
4	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）企業数（市内）（社）	—	2 (H28末)	4 (H29末)	6 (H30末)	8 (R1末)
	県内企業・事業所行動調査における育児休業取得率（県内）（％）	—	男性 2.3 女性 94.9	—	男性 2.7 女性 84.3	—

## 基本目標4 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充

### ■施策の方向性

- (1) 女性に対する再就職の支援
- (2) 起業や自営業の女性が自立するための支援
- (3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援
- (4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援
- (5) 女性の生涯にわたる健康支援
- (6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実

### ■主な課題

- ・女性健康診査受診者数が年々減少傾向にある。就労女性の増加により勤務先で同様の検査を受診していることが減少の要因と考えられるが、対象者で未受診の方の受診勧奨が必要である。
- ・災害対応において、避難所における授乳室や性別等によるニーズの違いに配慮したトイレ等の設置、多様な視点を反映させた避難所運営の適切な役割分担など、災害対応の各場面において、男女共同参画の視点を踏まえた取組が求められている。

### ■今後特に取り組むべき視点

- ・性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援の取組
- ・男女共同参画視点での災害対応の取組

#### [成果指標]

	指標	H27	H28	H29	H30	R1	R6 目標
1	女性の経済的自立支援講座延参加者数(人)	250	409	448	487	214	243
2	講座参加者の中で起業や就労に結びついた件数(累計)(件)	16	21	26	30	33	50
3	女性防災リーダー登録者数【再掲】(累計)(人)	11	15	17	19	21	100
4	母子家庭等就業支援事業等で就業した割合(%)	90.5	100.0	74.3	74.9	83.3	86.0
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業登録者数(人)	75	81	32	40	55	73
6	女性健康診査受診者数(人)	1,641	1,407	1,268	1,216	1,065	2,000
7	女性相談件数(件)	1,794	1,784	1,567	1,541	1,876	1,700

#### [参考指標]

	指標	H27	H28	H29	H30	R1
1	家族経営協定書締結件数(累計値)(件)	94	94	94	94	94

**基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶【第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画】**

**■施策の方向性**

- (1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり
- (2) 相談及び被害者保護の取組の充実
- (3) 被害者の自立支援
- (4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備

**■主な課題**

- ・ DV相談内容に児童虐待や精神障害等が絡み、複雑化する状況にあることから、早期問題解決が困難な事案が多い。各相談機関や医療機関、教育機関等が密に情報共有をしながら、被害者とその子どもの安全を最優先に、連携して取り組む必要性がある。
- ・ 相談者のうち、約1割が盛岡広域市町の住民であり、広域対応できる相談体制の充実や、ニーズに合わせた具体的な事業内容及び費用負担の検討が必要である。
- ・ DV相談のほか、性犯罪・性暴力、若年層を対象にした性的な暴力、デートDV、セクシュアル・ハラスメント等の予防啓発と相談支援の取組の強化も求められている。

**■今後特に取り組むべき視点**

- ・ DV被害者保護対策と児童虐待防止対策との連携協力体制の強化
- ・ 盛岡広域圏におけるDV相談体制等の充実
- ・ 性別等による人権侵害の防止に関する取組の強化（DV、性別等に関するハラスメント、性別等による暴力や差別的取り扱い等）

[成果指標]

	指標	H27	H28	H29	H30	R1	R6 目標
1	デートDV予防啓発講座受講人数（人）	297	185	700	1,053	659	900
2	DV防止週間等のイベント参加者数（人）	1,975	1,713	1,577	1,720	2,240	1,200
3	窓口担当職員研修の受講人数（人）	239	—	—	99	99	20
4	DV相談支援センターの相談件数（件）	975	1,080	914	867	1,111	850
5	DV相談新規人数（人）（女性センター）	201	175	135	159	177	150
	DV相談新規人数（人）（子ども青少年課）	23	31	47	45	31	—

[参考指標]

	指標	H27	H28	H29	H30	R1
1	住民基本台帳事務DV被害者等支援措置件数（ストーカー、児童虐待及びその他の被害者を含む）（件）	219	227	257	282	345

## 4 盛岡市における DV 相談等の現状

### ■DV 相談の状況

➤盛岡市では、県内配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数のうち約5割を対応。

単位：件	盛岡市		配偶者暴力 相談支援センター		警察署	
	女性 センター	子ども 青少年課	岩手県内計	全 国	岩手県	全 国
H21	770	32	1,262	72,792	221	28,158
H22	799	42	1,414	77,334	263	33,852
H23	964	17	1,763	82,099	303	34,329
H24	733	19	1,504	89,490	298	43,950
H25	842	20	1,639	99,961	368	49,553
H26	673	28	1,504	102,963	414	59,072
H27	929	23	2,378	111,630	415	63,141
H28	1,030	31	1,865	106,367	433	69,908
H29	865	47	1,780	106,110	403	72,455
H30	837	45	1,762	114,481	346	77,482
R1	1,101	31	2,175	(集計中)	416	82,207

(デートDV・ストーカー除く) (子ども青少年課分は新規受付人数)

### ■もりおか女性センターにおける居住地別相談状況 (平成30年度)

➤相談者のうち約1割弱が盛岡広域7市町の住民である。

平成30年度 相談者の居住地別	女性相談計	DV相談等 (DV・デートDV・ストーカー)			
		うち DV	うち デートDV	うち ストーカー	DV相談等 小計
①盛岡広域8市町	1,138	642	23	5	670
うち盛岡市	1,000	561	23	5	589
うち八幡平市	13	10	0	0	10
うち滝沢市	36	15	0	0	15
うち雫石町	37	29	0	0	29
うち葛巻町	0	0	0	0	0
うち岩手町	8	2	0	0	2
うち紫波町	35	23	0	0	23
うち矢巾町	9	2	0	0	2
②県内(盛岡広域圏外)	267	165	1	0	166
③県外	93	22	0	1	23
④不明	43	8	0	0	8
<b>総件数 (①~④計)</b>	<b>1,541</b>	<b>837</b>	<b>24</b>	<b>6</b>	<b>867</b>

## 5 平成30年度市民アンケート調査

### 1 調査のテーマ

「男女共同参画及び女性活躍推進に関する意識について」

### 2 調査概要

- |             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 実施方法    | アンケート方式による調査                  |
| (2) 調査地域    | 盛岡市全域                         |
| (3) 調査対象者   | 満18歳以上の市民                     |
| (4) 標本数     | 2,000人                        |
| (5) 抽出方法    | 住民票ファイル（平成30年6月30日）から等間隔無作為抽出 |
| (6) 調査方法    | 郵送による配布・回収（インターネット回答を併用）      |
| (7) 調査期間    | 平成30年8月15日～平成30年8月31日         |
| (8) 調査主体    | 市長公室広聴広報課                     |
| (9) 調査結果の考察 | 市民部市民協働推進課男女共同参画推進室           |

### 3 調査の回収結果

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 対象者数  | 2,000人                      |
| (2) 有効回収数 | 842人（男性405人, 女性433人, 無回答4人） |
| (3) 有効回収率 | 42.1%                       |

### 4 調査の設問

- 問1 男女平等感について
- 問2 性別役割分担に関する意識について
- 問3 男女共同参画に関する行政への要望について
- 問4 女性の職業生活について
- 問5 女性の就業継続に必要なことについて
- 問6 男性の家庭・地域活動への参加について

### 5 調査報告書（全文）URL

盛岡市公式ホームページに掲載しています。

（トップページ＞市政情報＞広聴・広報＞広聴＞市民意識調査・市民アンケート＞平成30年度市民アンケート＞平成30年度市民アンケート：報告書のダウンロード）

<http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/1021559/1021609/ishikichosa/1025463/1025471.html>

## 6 調査結果について（抜粋）

### (1) 男女平等感について

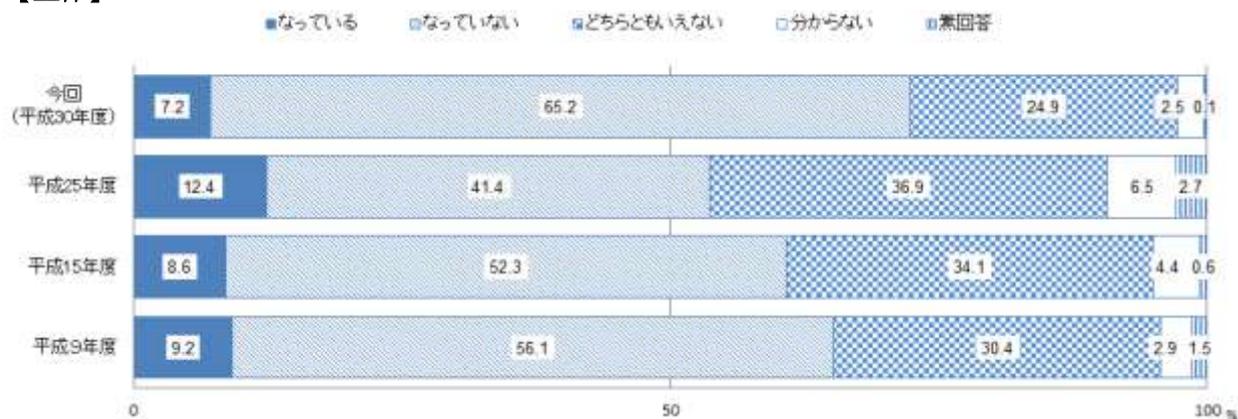
**問1** 全ての国民は法の下に平等であるとされていますが、社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。

次の中から、最も当てはまるものを1つだけお選びください。

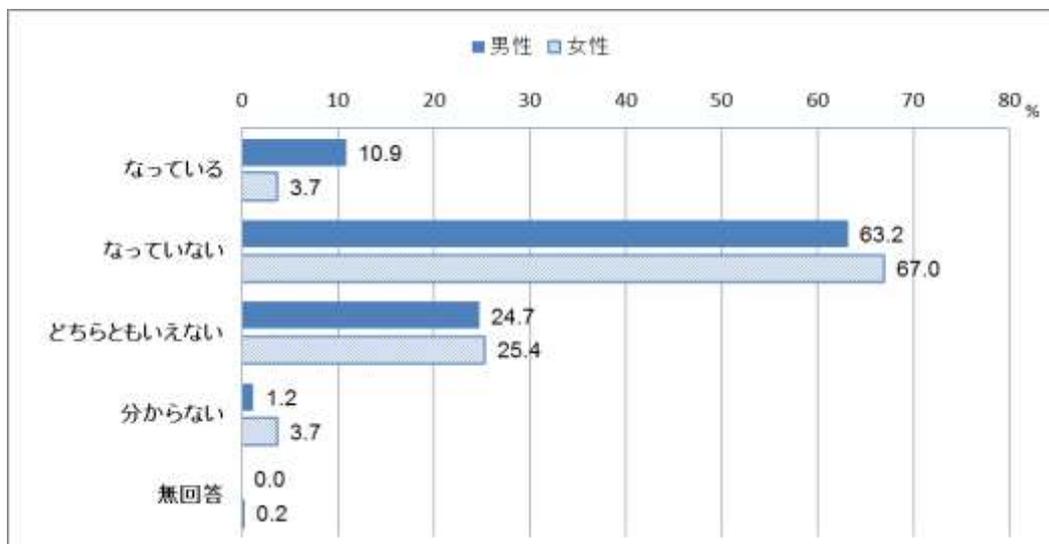
- 1 なっている
- 2 なっていない
- 3 どちらともいえない
- 4 分からない

- 「男女の地位は平等になっていない」と答えた方の割合が、男女とも6割以上となり、過去20年間の調査の中で最も高くなった（男性63.2%、女性67.0%）。
- 20年間の調査期間において、各種制度が浸透してきている状況も含め、多くの市民の男女共同参画推進への関心の高まりや問題意識への喚起がなされたものと考えている。

#### 【全体】



#### 【性別】



(2) 性別役割分担に関する意識について

**問2** 「男性は仕事，女性は家庭」という考え方について，あなたはどのように思いますか。  
次の中から，最も当てはまるものを1つだけお選びください。

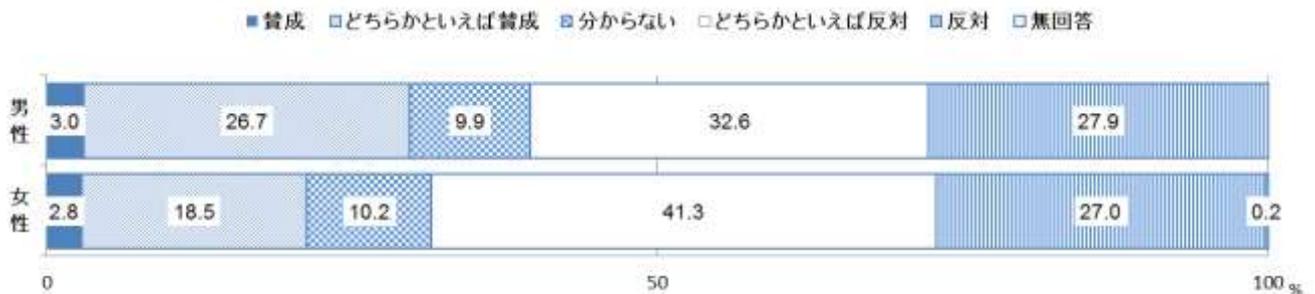
- 1 賛成
- 2 どちらかといえば賛成
- 3 どちらかといえば反対
- 4 反対
- 5 分からない

- 性別により役割を分担する意識について，男女とも6割を超える人が，性別による役割分担意識に，「反対（どちらかといえば反対を含む）」と回答している。（男性60.5%，女性68.3%）
- 調査時期は異なるが，令和元年度の国（※1）の調査では，「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた割合が59.8%（男性55.6%，女性63.4%），平成30年度の県（※2）の調査では，「同感しない」が68.6%（男性64.7%，女性72.1%）となっている。

【全体】

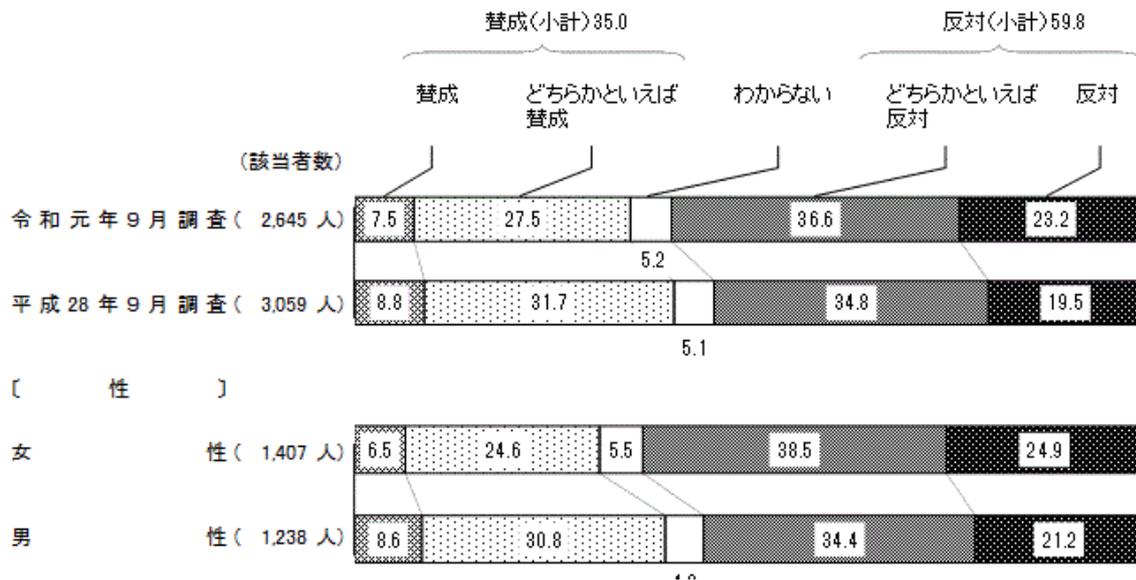


【性別】



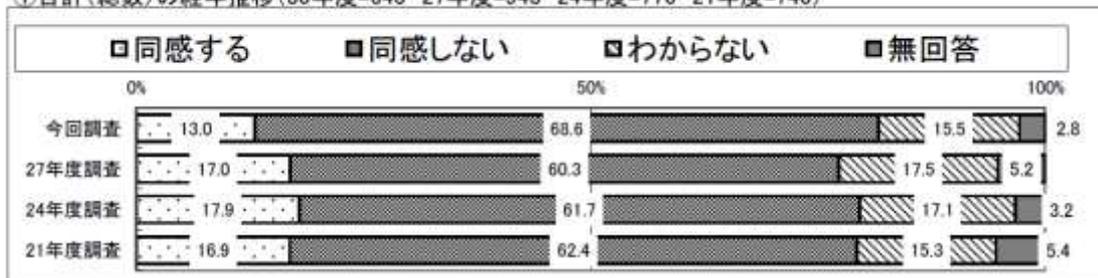
【参考】国・県における同様の質問に対する回答結果

※1 出典：「令和元年9月 男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府）

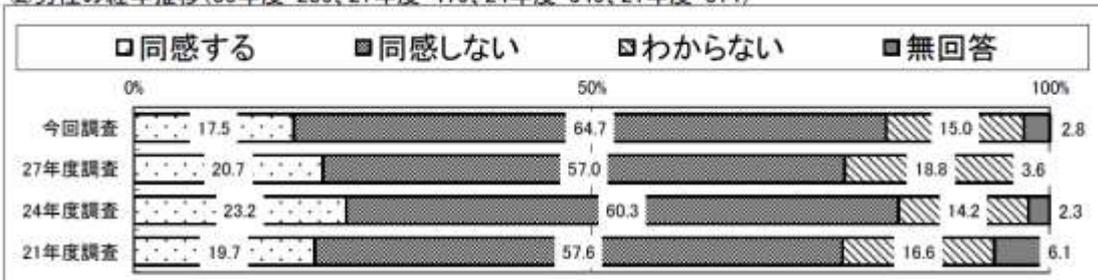


※2 出典：「平成30年度 男女が共に支える社会に関する意識調査」（岩手県）

①合計(総数)の経年推移(30年度=643 27年度=943 24年度=770 21年度=740)



②男性の経年推移(30年度=286、27年度=416、24年度=345、21年度=314)



③女性の経年推移(30年度=355、27年度=527、24年度=425、21年度=426)



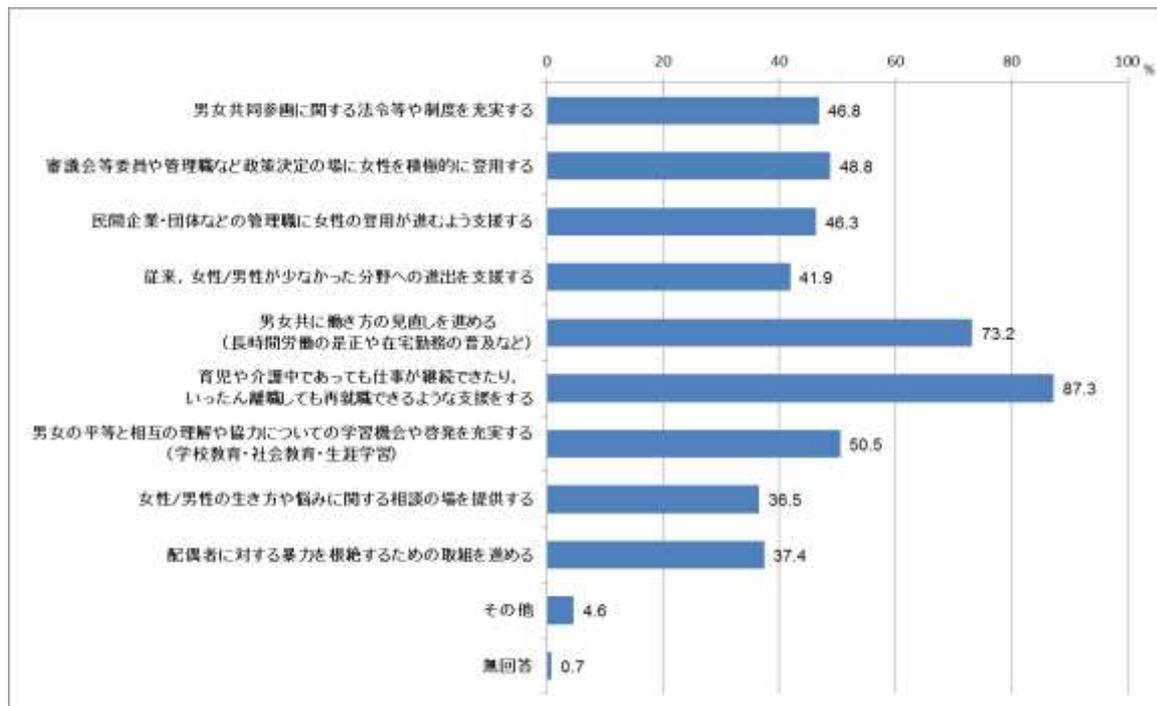
(3) 男女共同参画に関する行政への要望について

**問3** 「男女共同参画社会(注)」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中から、当てはまるものを**全て**お選びください。  
 (注) 男女共同参画社会とは：「男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」。

- 1 男女共同参画に関する法令等や制度を充実する
- 2 審議会等委員や管理職など政策決定の場に女性を積極的に登用する
- 3 民間企業・団体などの管理職に女性の登用が進むよう支援する
- 4 従来、女性/男性が少なかった分野への進出を支援する
- 5 男女共に働き方の見直しを進める（長時間労働の是正や在宅勤務の普及など）
- 6 育児や介護中であっても仕事が継続できたり、いったん離職しても再就職できるような支援をする
- 7 男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会や啓発を充実する（学校教育・社会教育・生涯学習）
- 8 女性/男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
- 9 配偶者に対する暴力を根絶するための取組を進める
- 10 その他（ ）

- 働き方に関することを7割以上の人が選択し、「育児や介護中であっても仕事が継続できたり、いったん離職しても再就職できるような支援をする（87.3%）」、「男女共に働き方の見直しを進める（73.2%）」となった。
- 次いで「男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会や啓発を充実する（50.5%）」「審議会等委員や管理職など政策決定の場に女性を積極的に登用する（48.8%）」「男女共同参画に関する法令等や制度を充実する（46.8%）」となった。

【全体】



#### (4) 女性の職業生活について

**問4** 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのように思いますか。  
次の中から、最も当てはまるものを1つだけお選びください。

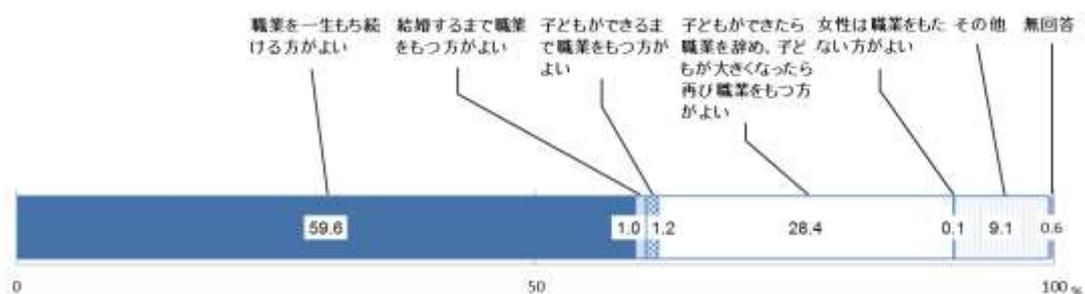
- 1 職業を一生もち続ける方がよい
- 2 結婚するまで職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまで職業をもつ方がよい
- 4 子どもができたら職業を辞め、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 5 女性は職業をもたない方がよい
- 6 その他 ( )

➤「職業を一生もち続ける方がよい」が男女とも半数以上となり、次に「子どもができたら職業を辞め、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が約3割と続いた。

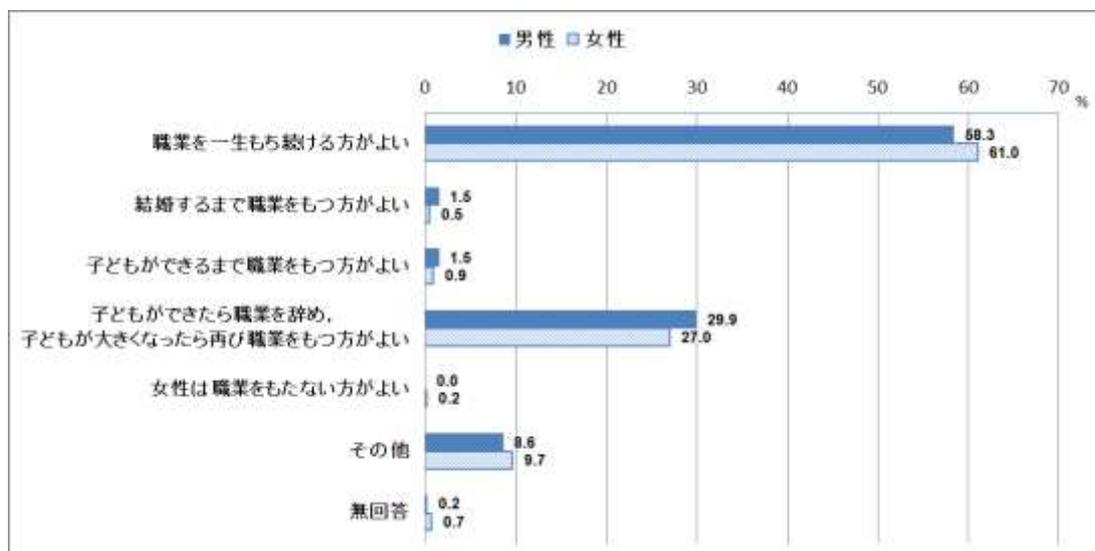
➤その他の意見としては次のようなものがあった。

- ・その時々で柔軟に選択できる
- ・本人の意思を尊重する
- ・本人の希望が叶う環境づくりが必要

#### 【全体】



#### 【性別】



(5) 女性の就業継続に必要なことについて

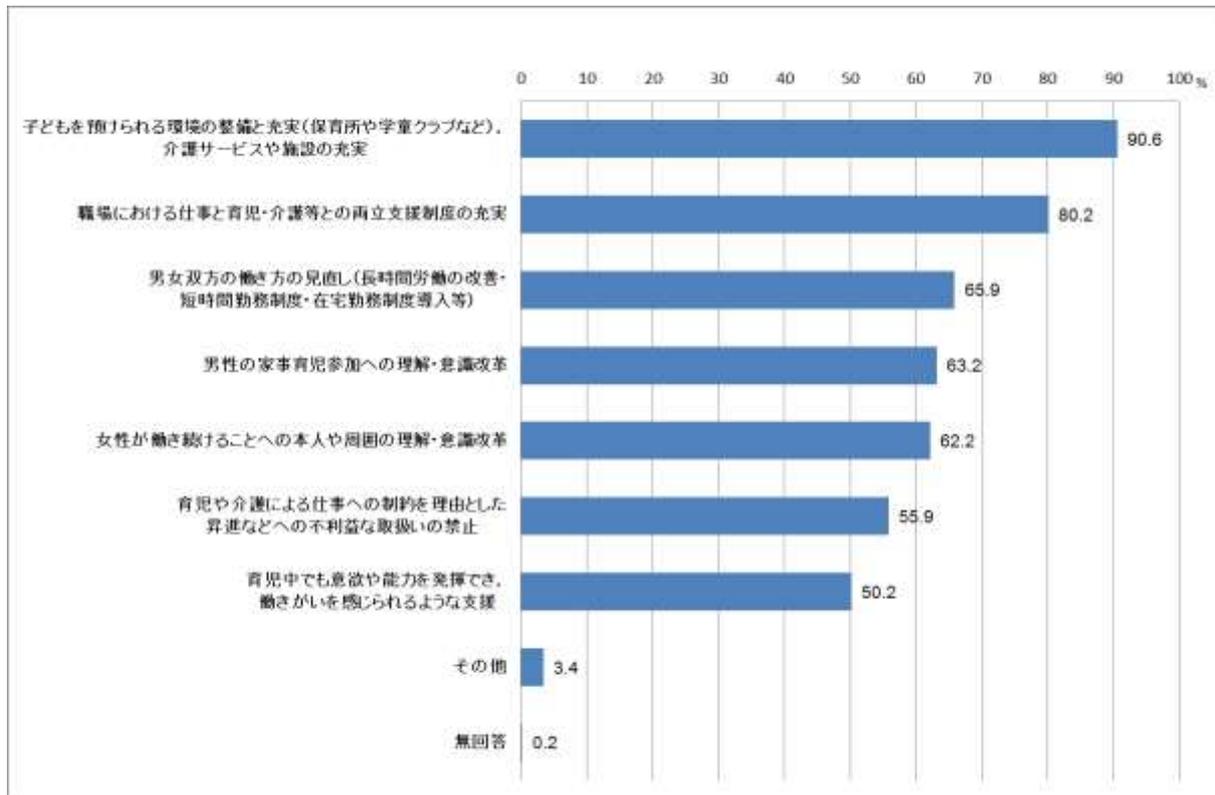
**問5** 女性が出産後も離職せず働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思えますか。

次の中から、当てはまるものを**全て**お選びください。

- 1 子どもを預けられる環境の整備と充実（保育所や学童クラブなど）、介護サービスや施設の充実
- 2 職場における仕事と育児・介護等との両立支援制度の充実
- 3 男女双方の働き方の見直し（長時間労働の改善・短時間勤務制度・在宅勤務制度導入等）
- 4 男性の家事育児参加への理解・意識改革
- 5 女性が働き続けることへの本人や周囲の理解・意識改革
- 6 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止
- 7 育児中でも意欲や能力を発揮でき、働きがいを感じられるような支援
- 8 その他（ ）

- 「子どもを預けられる環境の整備と充実，介護サービスや施設の充実」の割合が9割，「職場における仕事と育児・介護等との両立支援制度の充実」が8割となった。
- 家庭だけでなく社会全体で子育て・介護等を行い，仕事と両立させていく仕組みづくりや機運醸成が求められている。

【全体】



(6) 男性の家庭・地域活動への参加について

**問6** 今後、男性が女性とともに家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。

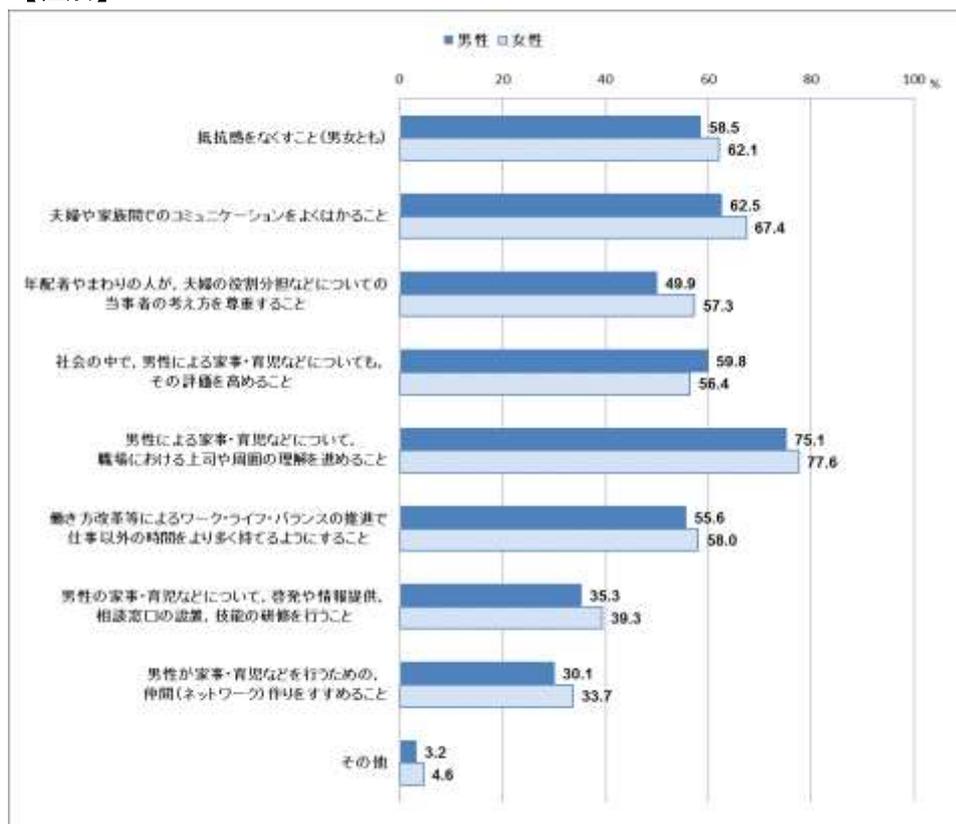
次の中から、当てはまるものを全てお選びください。

- 1 抵抗感をなくすこと（男女とも）
- 2 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 3 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること
- 4 社会の中で、男性による家事・育児などについても、その評価を高めること
- 5 男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること
- 6 働き方改革等によるワーク・ライフ・バランスの推進で仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 7 男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと
- 8 男性が家事・育児などを行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること
- 9 その他（ ）

➤「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」を男女とも 75%以上の人が選択し、次の「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」を上回り、最も多い回答となった。

➤男性の家庭地域活動への参画促進は、家庭だけで解決できる問題ではなく、職場の理解が欠かせないことを、多くの人が感じていることが明確となった。

【性別】



## 6 平成30年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査

### 1 調査の趣旨

盛岡市内事業所における女性活躍推進の現状や課題及びニーズを把握し、市女性活躍推進計画策定など、今後の施策の基礎資料とする。

### 2 調査実施者

本調査は、平成30年度岩手県立大学地域政策研究センター地域協働研究（ステージⅠ研究課題名「女性活躍推進が地域活性化に与える影響について」）の一環として、岩手県立大学社会福祉学部吉田仁美研究室及び盛岡市が共同で実施した。

(1) 調査の総括，集計・分析・考察（正）

（研究代表者）岩手県立大学社会福祉学部准教授 吉田仁美，吉田仁美研究室

(2) 調査及び関連事業の実施，集計・分析・考察（副）

（共同研究者）盛岡市市民部市民協働推進課男女共同参画推進室

### 3 調査の概要

(1) 調査の名称

「平成30年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査」

(2) 調査の目的

盛岡市内事業所における女性活躍推進に関する現状や課題及びニーズを把握し、今後の施策の基礎資料とする。

(3) 調査対象

盛岡商工会議所会員のうち、従業員数20名以上の635事業所

※ここでは従業員に非正規従業員も含めるものとする。

(4) 実施方法

質問紙（全15問）を郵送で送付し、郵送・FAX・インターネットのいずれかで回答。

回答は、経営者または経営企画・人事部門等を担当されている方に依頼した。

(5) 調査期間

平成30年9月1日～平成30年9月30日

(6) 回収結果

回収数100件（回収率15.7%）。うち有効回収数89件（有効回収率89.0%）。

### 4 調査報告書（全文）URL

盛岡市公式ホームページに掲載しています。

（トップページ＞暮らし・届け出＞市民活動＞男女共同参画＞平成30年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査）

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/shiminkatsudo/sankaku/1024008.html>

## 5 調査結果について（抜粋）

### (1) 回答事業所の属性について

- 回答事業所は「建設業」が最も多く、次いで「卸売・小売業」「製造業」の順となった。（盛岡市統計書（平成28年版）における産業大分類別事業所数では「卸売・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」「不動産、物品賃貸業」の順に多い。）
- 平均勤続年数について、男性では「15年以上(34.8%)」、女性では「3年以上10年未満(48.3%)」が最も多かった。
- 時間外労働時間数について、「0時間から10時間(40.4%)」「11時間から20時間(31.5%)」「21時間から30時間(18.0%)」という状況であった。（図表掲載していないが、業種別では「運輸・郵便業」「教育・学習支援業」に時間外労働時間数が長くなる傾向が見られた。）

表1 回答事業所の主たる業種

業種	事業所数	割合
建設業	20	22.5%
卸売業, 小売業	19	21.3%
製造業	11	12.4%
金融業, 保険業	7	7.9%
医療, 福祉	7	7.9%
サービス業（他に分類されないもの）	5	5.6%
宿泊業, 飲食サービス業	4	4.5%
運輸業, 郵便業	3	3.4%
不動産業, 物品賃貸業	3	3.4%
教育, 学習支援業	3	3.4%
学術研究, 専門・技術サービス業	2	2.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1.1%
情報通信業	1	1.1%
生活関連サービス業, 娯楽業	1	1.1%
分類不能の産業	2	2.2%
合計	89	100.00%

表2 常用雇用者数（うち正規従業員）の規模

正規従業員規模	事業所数	割合
20人未満	10	11.2%
20人以上50人未満	50	56.2%
50人以上100人未満	18	20.2%
100人以上	11	12.4%
合計	89	100.0%

表3 男性の平均勤続年数

平均勤続年数	事業所数	割合
3年未満	0	0.0%
3年以上10年未満	29	32.6%
10年以上15年未満	29	32.6%
15年以上	31	34.8%
合計	89	100.0%

表4 女性の平均勤続年数

平均勤続年数	事業所数	割合
3年未満	1	1.1%
3年以上10年未満	43	48.3%
10年以上15年未満	23	25.8%
15年以上	22	24.7%
合計	89	100.0%

表5 1カ月あたりの平均時間外労働時間の状況

1カ月あたりの平均時間外労働時間（一人当たり）	事業所数	割合
0～10時間	36	40.4%
11～20時間	28	31.5%
21～30時間	16	18.0%
31～45時間	8	9.0%
45時間以上	1	1.1%
合計	89	100.0%

## (2) 女性活躍推進の状況について

- 調査回答の 40.4% (36 事業所) が「女性活躍推進について経営指針等において現在は明示していないが今後検討したい」とし、取組意欲のある事業所に向けた働きかけが重要である。
- 仕事と生活を両立できる働きやすい職場の認定取得に向けて取り組む（認定済・申請中）事業所が 13.5%、「申請予定なし」が 57.3%となっており、取組の奨励が今後の課題である。

表 6 女性活躍推進の経営指針・経営計画・事業主行動計画等への明示の状況

経営指針等の明示の状況	事業所数	割合
① 明示しており対外公表している	15	16.9%
② 明示しているが対外公表していない	3	3.4%
③ 明示していないが、現在検討中または今後検討したい	36	40.4%
④ 当面明示する予定はない	27	30.3%
⑤ その他（ ）	8	9.0%
合計	89	100.0%

表 7 女性管理職登用にに関する具体的数値目標の設定状況

女性管理職登用の具体的数値目標の設定	事業所数	割合
① 設定している	7	7.9%
② 設定していないが検討したい	24	27.0%
③ 設定は考えてない	49	55.1%
④ その他	9	10.1%
合計	89	100.0%

表 8 管理職等の登用状況

職位	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
係長相当職	589	181	30.7%
課長相当職	555	86	15.5%
部長相当職	311	32	10.2%
役員数	324	48	14.8%

表 9 仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境推進のための認証制度等の認定状況について  
(えるぼし・くるみん・いわて女性活躍認定企業等)

認証制度等の認定状況	事業所数	割合
① 認定済	8	9.0%
② 申請中	4	4.5%
③ 申請について検討中	26	29.2%
④ 申請予定なし	51	57.3%
合計	89	100.0%

(3) 女性活躍推進の課題やニーズ

- 事業所における女性活躍推進の課題として多かった順に「管理職の認識・意識の向上（多様な人材の活用・マネジメントスキル向上）」「女性従業員の理解・行動・意識改革」「女性社員のキャリア形成支援」となり、**管理職や女性従業員の人材育成の必要性**が浮き彫りとなった。
- 市に求める取組や支援について、**「保育施設や介護支援等のサービスの充実」**の次に**「先進的取組事例の紹介」「スキルアップセミナー等の実施」**があげられた。

図1 事業所における女性活躍推進の課題（複数回答）

単位：事業所

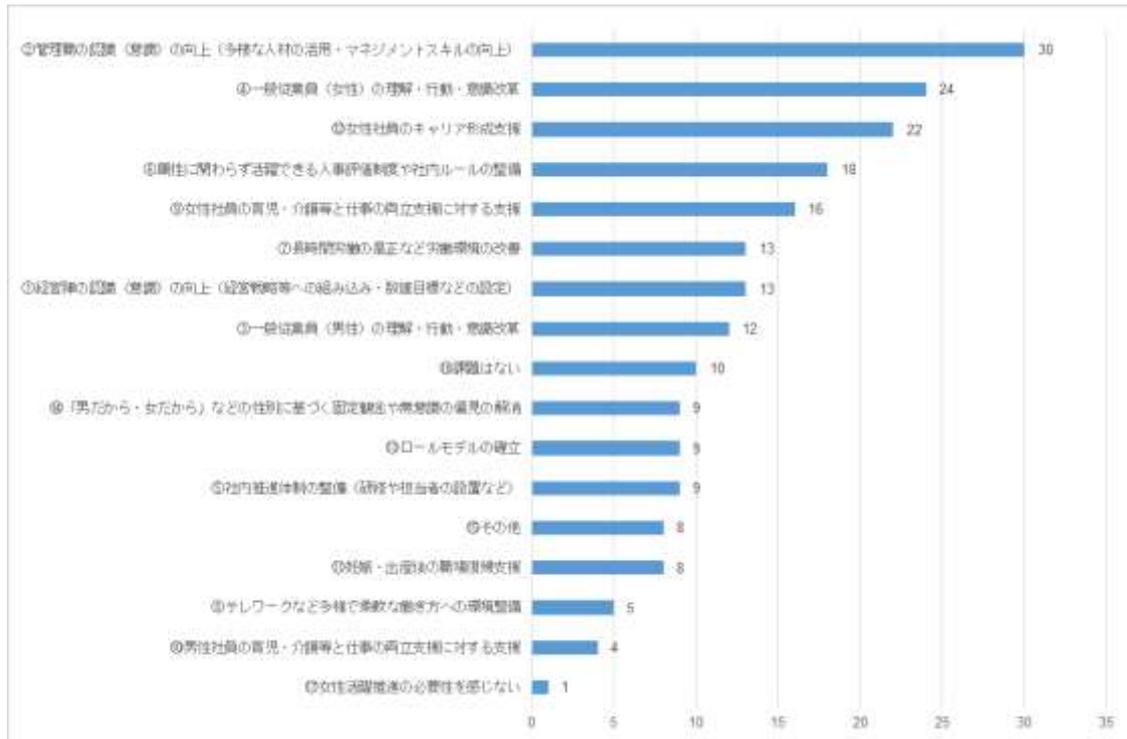
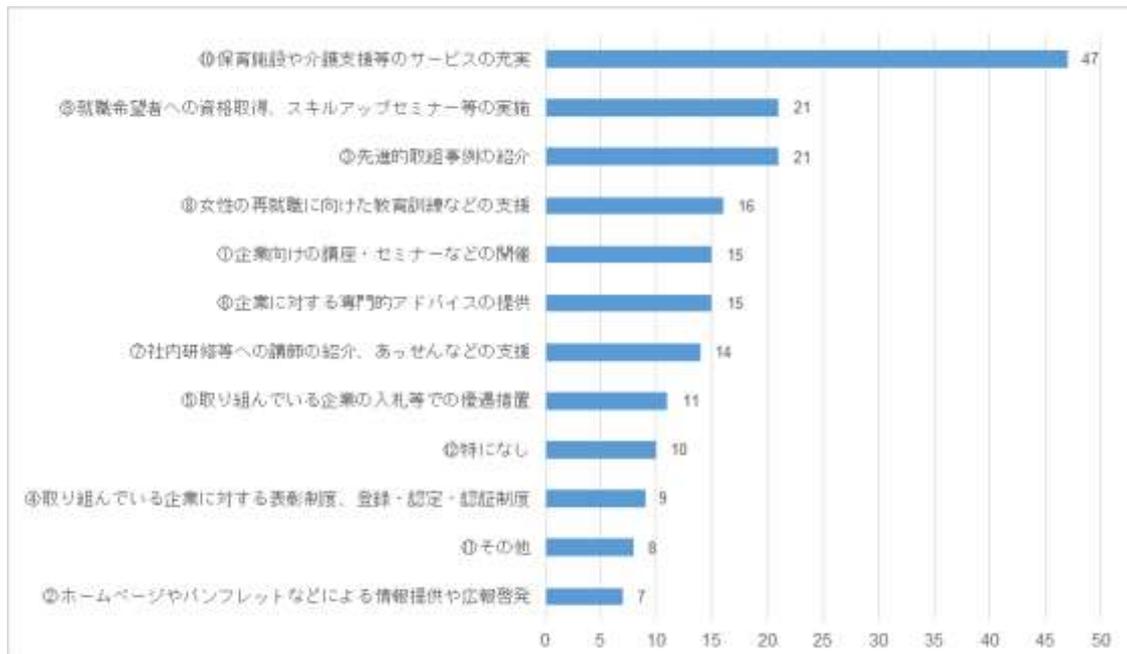


図2 盛岡市へ求める取組や支援（複数回答）

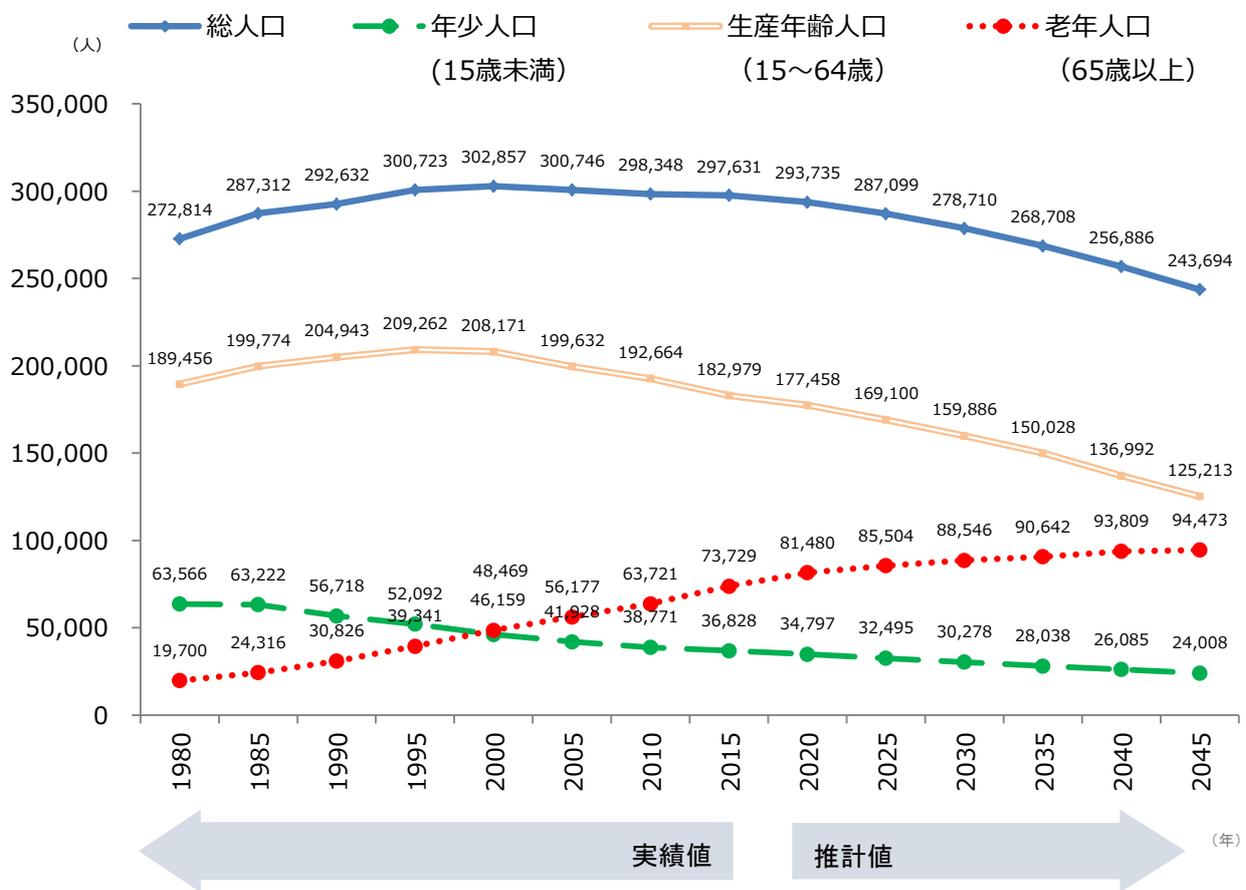
単位：事業所



## 7 盛岡市の現状（人口・就業状況）

### ■人口推移（総人口の推移）

- 総人口は、平成12年（2000年）の302,857人をピークに減少に転じている。
- 生産年齢人口は、令和12年（2030年）には159,886人となることが見込まれ、平成27年（2015年）の182,979人から約13%減少する。
- 老年人口は、令和12年（2030年）には88,546人となることが見込まれ、平成27年（2015年）の73,729人から約20%増加するなど、人口減少・少子高齢化が今後も進行する見通しとなっている。



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

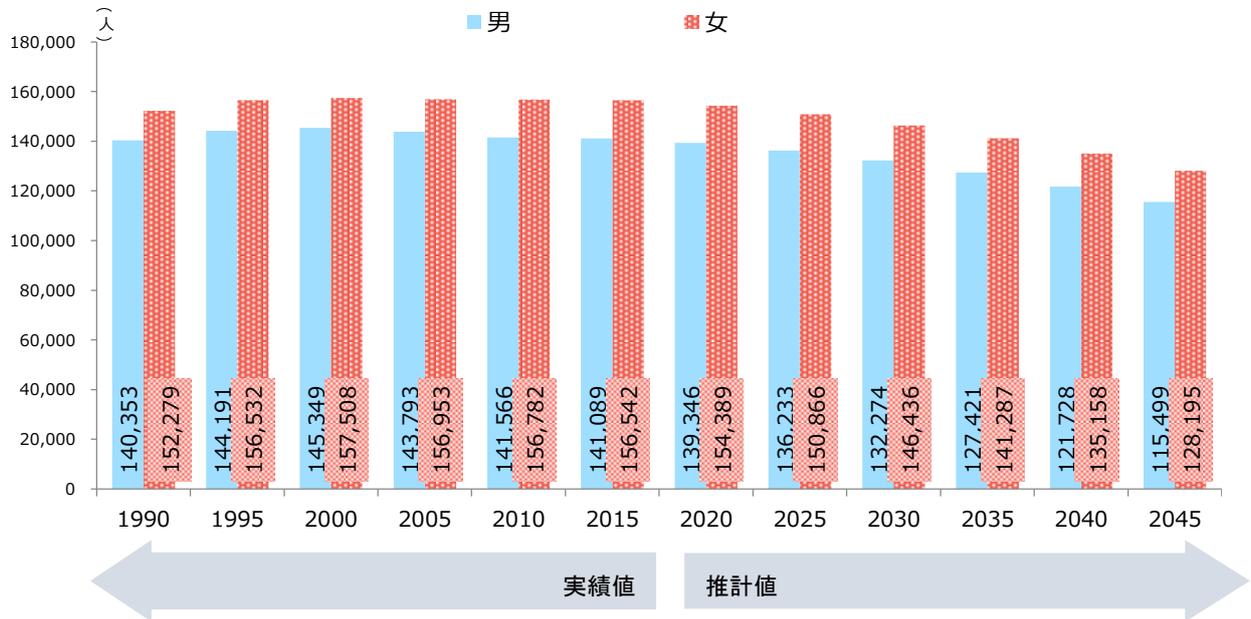
【注記】2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成30年3月公表)に基づく推計値

数値は平成29年度末現在の盛岡市の行政区域に基づいて組み替えたものを使用(旧都南村・旧玉山村含)

年齢3区分別人口には年齢不詳人口は含まない(内閣官房 RESAS-地域経済分析システム使用)

### 男女別人口の推移

➤男女別人口では、女性の人口が男性の人口を約1割程度上回っている。



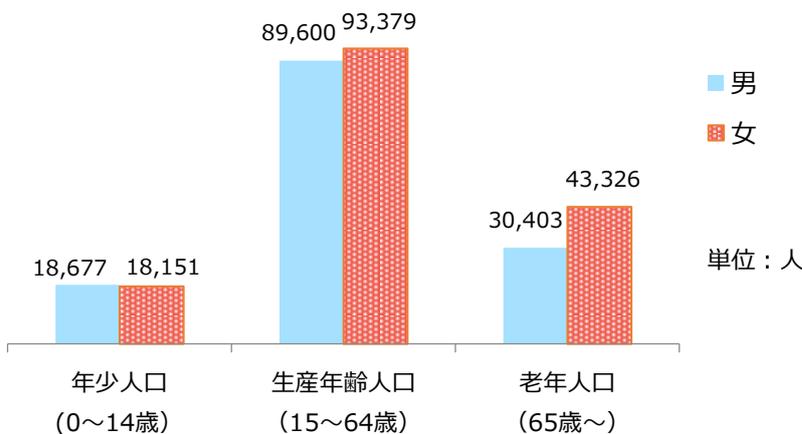
【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成30年3月公表)に基づく推計値。

数値は平成29年度末現在の盛岡市の行政区域に基づいて組み替えたものを使用(旧都南村・旧玉山村舎)

### 年齢三区分別人口（男女別）（平成27年国勢調査）

➤年齢三区分別人口では、年少人口を除き、女性の人口が男性の人口を上回っている。

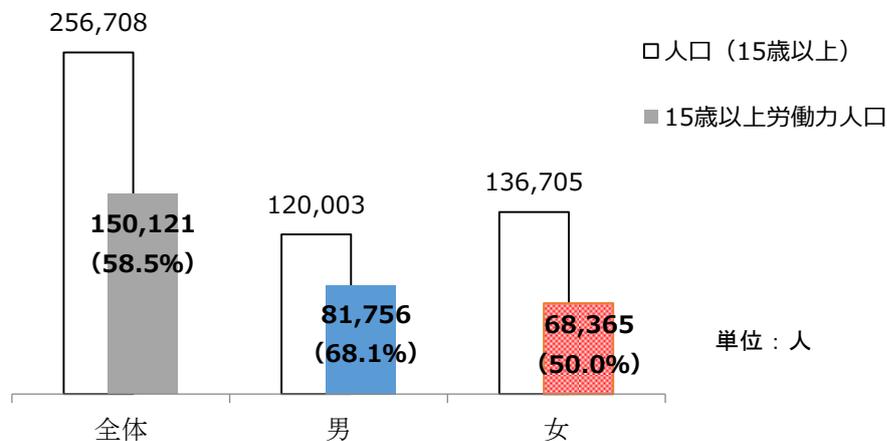


【出典】総務省「国勢調査」

【注記】年齢3区分別人口には年齢不詳人口は含まない

## ■労働力人口（平成 27 年国勢調査）

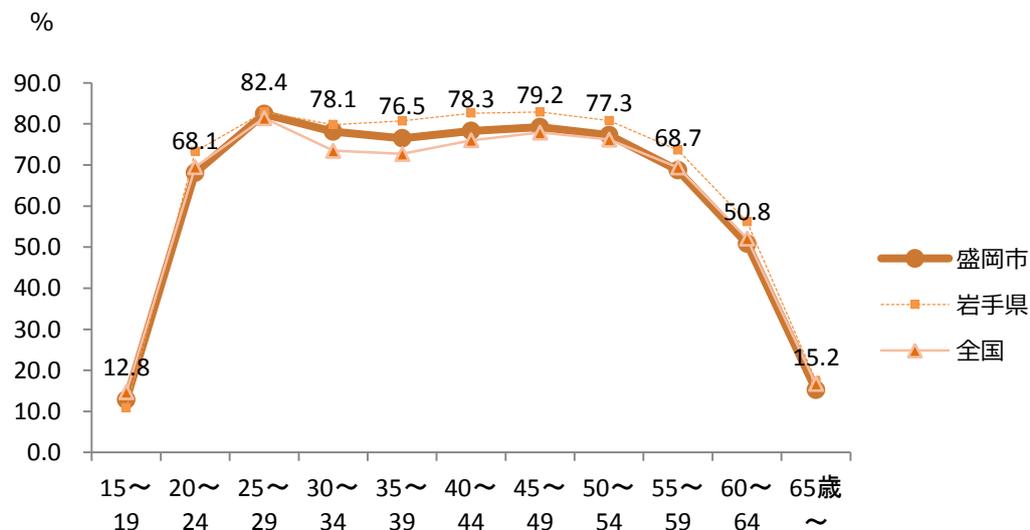
➤本市の女性労働力率は約 50%で、全国平均の 50%とほぼ同じ傾向である。



【出典】総務省「国勢調査」（労働力人口：就業者と完全失業者を合わせたもの）

## ■女性の年齢階級別の労働力率（平成 27 年国勢調査）

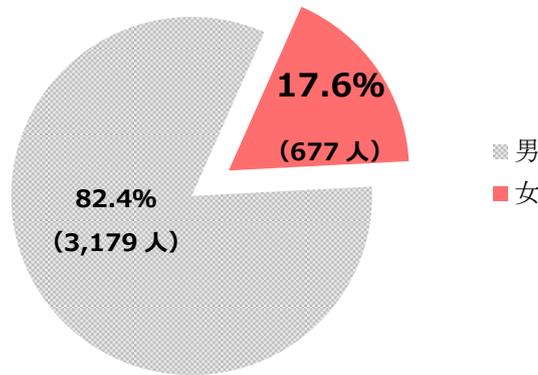
➤女性の年齢階級別の労働力率では、30代から40代前半までの労働力率が、その前後の年代と比較して低い傾向がみられることから、多くの人が出産・子育て期を迎える時期の「仕事と育児等の両立」が進んでいないことが考えられる。



【出典】総務省「国勢調査」（数値記載は盛岡市分）

### ■女性の管理的職業従事者割合（平成27年国勢調査）

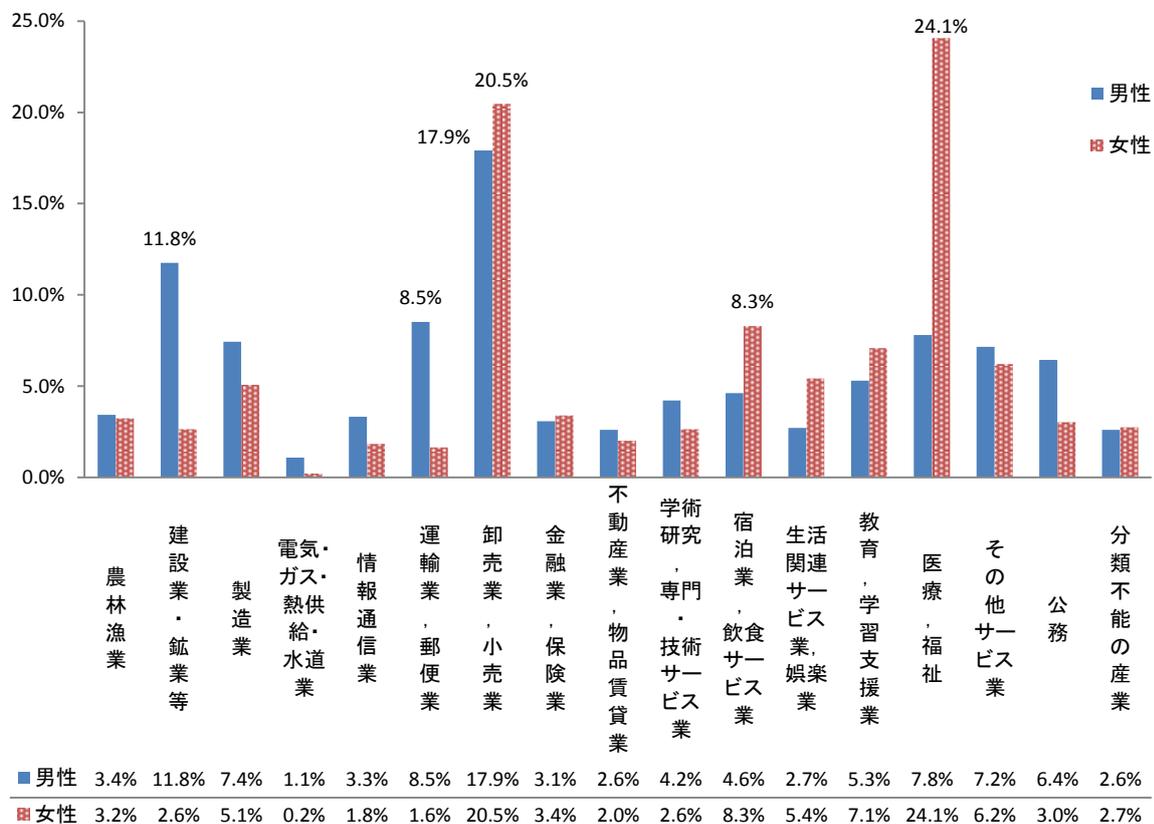
▶本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は約17.6%で、全国平均の約15%と比較して高い傾向にあるが、国が目指す「30%目標（指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること）」には達していない状況である。



【出典】総務省「国勢調査」

### ■産業別就業人口（平成27年国勢調査）

▶第3次産業従事者数が8割を超える本市において、男女別の産業別就業人口の内訳は、多い順から、女性は「医療・福祉」「卸売業・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」となっており、男性は「卸売業・小売業」「建設業・鉱業等」「運輸業・郵便業」となっている。



【出典】総務省「国勢調査」

## 8 社会情勢の変化（主に第2次計画策定後の平成27年度以降）

### (1) 国の動き（主なもの）

- (H27) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布，施行
- (H30) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」公布，施行（H31～）
- (H30) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布，施行
- (R1) 「女性活躍推進法」等の一部を改正する法律の公布・施行（R2～）（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化，ハラスメント対策の強化等の措置）
- (R1) 配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布・施行（R2～）

### ▶女性活躍推進法の公布，施行（H27～）

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し，もって男女の人権が尊重され，かつ急速な少子高齢化の進展，国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる，豊かで活力ある社会を実現することを目的に「女性活躍推進法」が成立・施行され，日本における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入った。

（参考）女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定と優良企業認定制度「えるぼし」

### ○事業主行動計画の策定義務化

女性活躍推進法に基づき，国・地方公共団体（以下「特定事業主」という）と301人以上の大企業※（以下「一般事業主」という）は，次の取組が義務化された。

- (1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- (2) その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表  
(盛岡市内事業所の届出先等は，厚生労働省岩手労働局雇用環境・均等室)
- (3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表

※法施行時は300人以下の中小企業は努力義務だったが，令和元年の法改正により，令和4年4月1日より，対象が101人以上の事業主に拡大される。

○優良企業認定制度「えるぼし」

上記の事業主行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができる。



(R2.6.1 施行)

出展：厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

➤働き方改革関連法の公布（H30）、施行（H31～）

労働者が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる「働き方改革関連法」が公布・施行された。

➤政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布、施行（H30）

政治分野における女性の参画拡大について、衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとするなど基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布、施行された。

➤配偶者暴力防止法の一部改正（R1）、施行（R2～）

児童虐待と密接な関係があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として、「児童相談所」を法律上明確化すること等を内容とした、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正が行われた。

## (2) 県の動き（主なもの）

- (H27) 「いわて男女共同参画プラン」改訂, 「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定
- (H28) 知事によるイクボス宣言, いわて女性の活躍促進連携会議に5部会設置, LGBT相談窓口開設
- (H29) 「いわて女性活躍推進企業等認定制度」の創設, 性犯罪・性暴力被害者支援「はまなすサポート」開設
- (H30) 「いわて女性活躍推進員」を配置, 「平成30年度岩手県男女が共に支える社会に関する意識調査」の実施

### ▶いわて女性活躍推進企業等認定制度の創設

岩手県では、女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている企業等を対象に、女性活躍に積極的に取り組む企業等を認定する制度を平成29年度に創設した。

平成30年度末現在で、いわて女性活躍推進認定企業等の数は77、イクボス宣言団体・企業数は80と、女性活躍推進や働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業等の動きが広がっている。（「平成30年度岩手県男女共同参画年次報告書」より一部抜粋）



【出典】岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html>

(3) 国際的な動き（主なもの）

(H27) 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと持続可能な開発目標（SDGs）」採択  
 SDGs の達成に向けた世界的な潮流。（目標 5 「ジェンダー平等を実現しよう」）  
 (H28～) 「ジェンダーギャップ指数（男女格差指数）」日本の順位低迷（G7 最下位）  
 (H27：101位/145 国中，H28：111位/144 国中，H29：114位/144 国中，  
 H30：110位/149 国中，R1：121位/153 国中)

➤SDGs と男女共同参画

国際社会においては、「誰一人取り残さない」社会の実現のため「持続可能な開発目標（SDGs）（2030 年までに達成すべき 17 の目標）」が国連で採択された（平成 27 年）。この実現のために日本で定めた実施指針の 8 つの柱（優先課題）の一番目に「あらゆる人々が活躍する社会の実現」が掲げられ、働き方改革の着実な実施，女性の活躍推進，ダイバーシティ（多様性の尊重）の推進などがその具体的取組としてあげられている。

地方自治体においては，各種計画や戦略，方針の策定や改訂に当たっては，この実施指針の考え方を最大限反映することが求められており，男女共同参画施策の展開にあたっては，これらの視点を意識した取組がより一層求められていく。

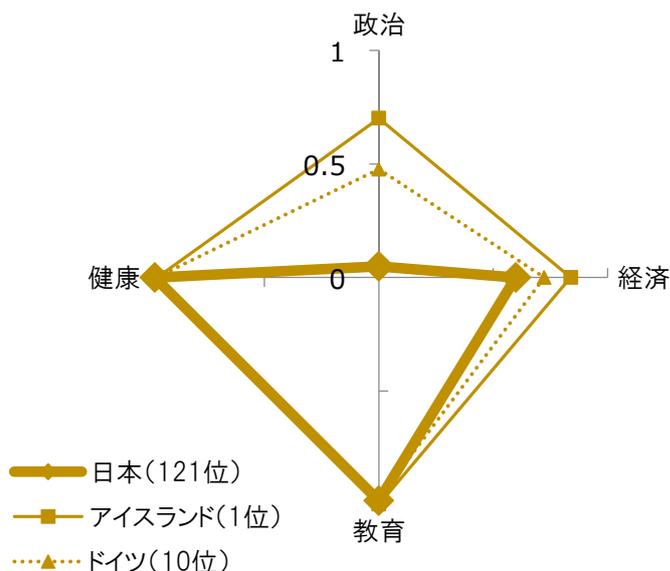


【出典】 外務省 ジャパンSDGsアクション・プラットフォーム <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>

### ➤ジェンダーギャップ指数の日本の順位低迷

「世界経済フォーラム」が、世界各国の男女平等の度合いを「経済・政治・教育・健康」の4分野で指数化し、毎年国別に順位を決めている「ジェンダーギャップ指数」において、日本の順位が低迷している。特に「政治・経済」の分野が順位を大きく下げる要因となっており、主要7カ国（G7）中では最下位である。

ジェンダーギャップ指数の比較（2019）



順位 (2019)	国名
1位	アイスランド
2位	ノルウェー
3位	フィンランド
⋮	
10位	ドイツ (G7)
15位	フランス (G7)
19位	カナダ (G7)
21位	イギリス (G7)
⋮	
53位	アメリカ (G7)
71位	イタリア (G7)
⋮	
121位	日本 (G7)

【出典】世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2020」 <http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2020/>

### (4) 社会の動き（主なもの）

- 少子・高齢化と未婚・単身世帯の増加，共働き世帯の増（専業主婦世帯の2倍（H30））
- 男性の育児休業加速化の兆し（男性国家公務員の原則1か月以上取得等（R2））
- 人生100年時代の到来（性別等に関わらず誰もが，健康な生活を実現し，学び続け活躍し続けられる・多様な生き方の選択が可能となる環境の整備に取り組む必要など）
- 頻発する大規模災害
- 「性犯罪・性暴力」「性別等に関するハラスメント」「配偶者からの暴力や児童虐待との関連」などの深刻な社会問題化と，予防と根絶の機運の高まり
- 「性の多様性」に関する理解と支援の社会的機運の高まり など

（参考資料：内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプト」（R2.1.21））

9 男女共同参画行政に関する国内外の動き（1975年～2019年）

年	世界の動き（国連等）	国	岩手県	盛岡市
1975 (昭50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国際婦人年世界会議」（メキシコシティ）</li> <li>●「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「婦人問題企画推進本部」設置</li> </ul>		
1977 (昭52)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国内行動計画」策定</li> <li>●「国立婦人教育会館（現国立女性教育会館）」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企画調整部青少年対策課で婦人問題を所管</li> <li>●婦人対策懇談会設置</li> </ul>	
1978 (昭53)			<ul style="list-style-type: none"> <li>●「婦人の生活実態と意識に関する調査」実施</li> <li>●「岩手の婦人対策の方向」策定</li> </ul>	
1979 (昭54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女子差別撤廃条約」署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企画調整部青少年婦人課設置</li> </ul>	
1980 (昭55)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）</li> <li>●「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>			
1981 (昭56)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>		
1984 (昭59)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●女子差別撤廃条約批准に向けた「国籍法」の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「婦人の生活実態と意識に関する調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉事務所に青少年婦人室設置</li> <li>●盛岡市婦人懇談会設置</li> <li>●「市民意識調査」実施</li> </ul>
1985 (昭60)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女子差別撤廃条約批准に向けた「男女雇用機会均等法」公布、「労働基準法」の改正、「家庭科教育に関する検討会議」報告</li> <li>●「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●盛岡市婦人懇談会が市長に「婦人問題に関する当面の課題について」提言</li> </ul>
1987 (昭62)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「盛岡市婦人行動計画」策定</li> <li>●女性情報紙「あの・なはん」創刊</li> </ul>
1988 (昭63)			<ul style="list-style-type: none"> <li>●「新岩手の婦人対策の方向」策定</li> </ul>	

年	世界の動き（国連等）	国	岩手県	盛岡市
1990 （平 2）	●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		●「岩手の女性の意識に関する調査」実施	●青少年婦人室が福祉部へ ●盛岡市女性行政推進連絡会議設置 ●市民意識調査実施
1991 （平 3）		●「育児休業法」公布		●婦人週間もりおか展の開催（以降毎年開催）
1992 （平 4）			●「いわて女性さわやかプラン」策定	●旧都南村合併
1993 （平 5）	●「世界人権会議」（ウィーン） ●女性に対する暴力撤廃宣言	●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）公布	●青少年婦人課を青少年女性課に改称	●青少年婦人室を青少年女性室に改称 ●可能な限り行政用語の「婦人」を「女性」に改称
1994 （平 6）	●「国際人口開発会議」（カイロ）行動計画採択	●「男女共同参画室」「男女共同参画審議会（政令）」 「男女共同参画推進本部」設置		●市民意識調査実施
1995 （平 7）	●「第 4 回世界女性会議」- 平等，開発，平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	●「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正（介護休業制度法制化）		●「新盛岡市女性行動計画（なはんプラン 21）」策定
1996 （平 8）		●「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
1997 （平 9）		●男女共同参画審議会設置（法律） ●「介護保険法」公布		●青少年婦人室が企画部へ ●「市民意識調査」実施
1998 （平 10）			●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施	●青少年女性室が青少年女性課へ改称
1999 （平 11）		●「男女共同参画社会基本法」公布，施行 ●「食料・農業・農村基本法」公布，施行		
2000 （平 12）	●国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク） ●ミレニアム開発目標（MDGs）を設定 ●「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第 1325 号」採択	●「男女共同参画基本計画」閣議決定 ●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布，施行	●「いわて男女共同参画プラン」策定	●「新盛岡市女性行動計画補訂版」策定 ●もりおか女性センター開設

年	世界の動き（国連等）	国	岩手県	盛岡市
2001 （平 13）		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布，施行</li> <li>●男女共同参画会議及び男女共同参画局設置</li> <li>●第1回男女共同参画週間（以降毎年実施）</li> </ul>		
2002 （平 14）			<ul style="list-style-type: none"> <li>●「岩手県男女共同参画推進条例」公布，施行</li> <li>●岩手県男女共同参画推進審議会設置</li> </ul>	
2003 （平 15）		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「少子化社会対策基本法」公布，施行</li> <li>●「次世代育成支援対策推進法」公布，施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年女性課を青少年・男女共同参画課に改称</li> <li>●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施</li> </ul>	●「市民意識調査」実施
2004 （平 16）		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005 （平 17）	●国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定</li> <li>●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「いわて男女共同参画プラン」改訂</li> <li>●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企画部青少年女性課が市民部男女参画国際課へ</li> <li>●「盛岡市男女共同参画計画（新なはんプラン）」策定</li> <li>●働く婦人の家を女性センターに統合し「女性センター別館」開設</li> </ul>
2006 （平 18）		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>●「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画センター」開設</li> <li>●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旧玉山村合併</li> <li>●「盛岡市男女共同参画計画」改訂</li> <li>●女性センター指定管理者制に移行</li> </ul>
2007 （平 19）		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>●「パートタイム労働法」改正</li> <li>●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>		

年	世界の動き（国連等）	国	岩手県	盛岡市
2009 （平 21）		●「育児・介護休業法」改正	●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」一部改正 ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施	●「盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」策定 ●「盛岡市配偶者暴力相談支援センター」開設（もりおか女性センターを指定）
2010 （平 22）	●「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）記念会合」（ニューヨーク）	●「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定		●「盛岡市男女共同参画計画（新なはんプラン）」見直し
2011 （平 23）	●ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足		●「いわて男女共同参画プラン」策定 ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定	
2012 （平 24）	●第 56 回国連婦人の地位委員会が「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施	
2013 （平 25）		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ●「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 ●日本再興戦略の中核に女性の活躍推進位置づけ		●「市民意識調査」実施
2014 （平 26）	●第 58 回国連婦人の地位委員会が「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	●「パートタイム労働法」改正 ●女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！ TOKYO2014）開催（以降毎年開催）	●若者女性協働推進室設置	●「第 2 次盛岡市男女共同参画推進計画」「第 2 次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」策定
2015 （平 27）	●「第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）記念会合」（ニューヨーク） ●「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」採択 ●第 3 回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の公布・一部施行 ●「女性活躍推進のための重点方針 2015」（以降毎年策定） ●「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定	●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施	●女性センター別館廃止（肴町分行舎旧館耐震診断結果による建物使用中止）

年	世界の動き（国連等）	国	岩手県	盛岡市
2016 （平 28）	● G7 伊勢志摩サミット「女性の能力開花のためのG7 行動指針」「女性の理系キャリア促進のためのイニシアチブ」に合意	●「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」等の改正	●「いわて男女共同参画プラン」改訂（3月） ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定（3月） ●知事「イクボス宣言」	●女性活躍推進法による「特定事業主行動計画」策定(3月)
2019 （平 29）		●刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	●「いわて女性活躍推進企業等認定制度」の創設 ●「はまなすサポートセンター（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター）」開設	
2018 （平 30）		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布，施行 ●「働き方改革関連法」公布 ●セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策」の制定	●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施	●市長「モリ☆ボス宣言（イクボス宣言）」 ●「盛岡市民アンケート調査」実施 ●「盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査」実施(岩手県立大学地域協働研究)
2019 （令 1）	●W20 日本開催（第5回国際女性会議（WAW!）と同時開催）	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		●「盛岡市男女共同参画推進条例」公布，施行

（参考）

●内閣府男女共同参画局「ひとりひとりが幸せな社会のために（令和元年度版データ）」

<http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/pamphlet/>

●岩手県若者女性協働推進室「平成30年度岩手県男女共同参画年次報告書」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/danjo/houkoku/1025156.html>

# ● 男女共同参画社会基本法

[平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号]

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画

社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について

家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更し

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために

必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（総理府設置法の一部改正）

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

● **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**  
〔平成13年4月13日法律第31号〕

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影

響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない

い。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応

ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病に

かかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身

体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り

得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から

起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止

するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書

面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられて

いるときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共

に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合

を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する  
婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市  
町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託  
して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務  
に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦  
人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければ  
ならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道  
府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、  
同項第一号及び第二号に掲げるものについては、そ  
の十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる  
費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費  
用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章まで  
の規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係に  
おける共同生活に類する共同生活を営んでいないも  
のを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該  
関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、  
当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受  
けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつ  
ては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体  
に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者  
について準用する。この場合において、これらの規定  
中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の  
二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替  
えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄  
に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句  
に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用  
する第十条第一項から第四項までの規定によるもの  
を含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年  
以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定に  
より読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八  
条の二において読み替えて準用する第十二条第一項  
（第二十八条の二において準用する第十八条第二項  
の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規  
定により記載すべき事項について虚偽の記載のある  
申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円  
以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経  
過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配  
偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第  
七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る  
部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、  
平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に  
対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関し  
て相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合にお  
ける当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件  
に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二  
項及び第三項の規定の適用については、これらの規  
定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦  
人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関

する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

# ● 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律

〔平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号〕

※令和 2 年 6 月 1 日施行分までを記載

## 目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表  
（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進する  
ための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職

業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力し

なければならない。

## 第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に

ついでに計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届出よう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を

定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は

家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主

団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出を

して労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事

項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資する

よう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することがで

きるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条

第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定

する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法

第三十九条又は第四十条の規定に違反した者  
第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 （抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定

（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、  
令和二・六・一から施行〕

- 一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、  
令和四・四・一から施行〕

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

● **政治分野における男女共同参画の  
推進に関する法律**  
〔平成30年5月23日法律第28号〕

（目的）

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわり

なく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

（政党その他の政治団体の努力）

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

（実態の調査及び情報の収集等）

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

（環境整備）

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

● 盛岡市男女共同参画推進条例

〔令和元年6月28日条例第8号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本体制（第9条～第11条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第12条～第22条）

第4章 審議会（第23条～第30条）

第5章 雑則（第31条）

附則

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる環境の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題に位置付けており、本市においてもこれまで、その実現を目指し、課題解決のためのあらゆる取組を着実に推進してきた。

人口減少と少子高齢化の急速な進展に加え、人々の価値観の多様化が進む中、これらの社会情勢の変化に対応しうる男女共同参画社会を実現するためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進め、多様な生き方を選択でき、あらゆる人が活躍できる環境の促進を図らなければならない。

よってここに、多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別等にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 誰もが、性別等にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 営利を目的とするとしないを問わず、市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 性別等 性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）等をいう。
- (6) 性別等による人権侵害 ドメスティック・バイオオレンス（配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。）、ハラスメント（性別等に係る発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者に不快感又は不利益を与えることをいう。）その他の性別等による暴力又は差別的取扱いをいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることにより、仕事と生活の調和が図られることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、相互の協力及び社会の支援の下に、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 誰もが、性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 誰もが、性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を

発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。

(3) 誰もが、性別等にかかわらずなく、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) 誰もが、性別等にかかわらずなく、ワーク・ライフ・バランスを実現することができること。

(5) 誰もが、性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図る責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては男女共同参画の推進に努めるとともに、その雇用する労働者が能力を発揮できるよう雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスを実現することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、教育を行うとともに、あらゆる教育の場において男女共同参画についての意識の形成に向けた取組を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。（禁止事項等）

第8条 何人も、性別等による人権侵害をしてはならない。

2 何人も、情報を発信するに当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担を反映させた表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本体制（推進計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を策定し、公表するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げる事項に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。（実施状況の公表）

第10条 市長は、毎年、推進計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進について全庁横断的に検討するための組織等必要な体制を整備するものとする。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する情報を収集するとともに、男女共同参画の推進に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。

（拠点施設）

第14条 市は、男女共同参画の推進のための拠点施設の機能の充実及び活用の促進に努めるものとする。

（啓発活動）

第15条 市は、市民、事業者及び教育関係者に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、推進月間を設ける。

3 推進月間の期間は、市長が別に定める。

（教育及び学習の振興等）

第16条 市は、男女共同参画についての意識の形成を図るため、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興、男女共同参画を推進する人材を育成するための教育及び研修の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動を促進するための措置）

第17条 市は、市民、事業者及び教育関係者が自発的に行う男女共同参画の推進に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（積極的改善措置）

第18条 市は、施策の実施に当たり、第2条第1号に規定する機会について、性別等による格差が生じているとみられる場合は、この格差を改善するために必要な範囲において、当該機会を積極的に提供するように努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

（災害対応）

第19条 市は、災害の防止、災害への対応及び災害からの復興においては、男女共同参画の視点を踏まえ、施策の推進に努めるものとする。

（支援措置）

第20条 市は、性別等による人権侵害により困難な状

況に置かれている人を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別等に対する理解の促進及びその理解の不足に起因する日常生活の支障を取り除くための支援に努めるものとする。

（相談申出への対応）

第21条 市長は、性別等による人権侵害に関し、市民、事業者又は教育関係者から相談があったときは、関係機関と連携し、公平かつ適切に対応するものとする。

（苦情申出への対応）

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者又は教育関係者から苦情の申出を受けた場合は、公平かつ適切に対応し、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要があると認めるときは、当該苦情の内容について、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

#### 第4章 審議会

（設置）

第23条 推進計画その他の男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（組織）

第24条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 関係団体に属する者

(3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長及び副会長）

第25条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第27条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選とする。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(審議会の議決の特例)

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第30条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 第5章 雑則

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に定められている第2次盛岡市男女共同参画推進計画は、第9条第1項の規定に基づき策定された推進計画とみなす。



## 第3次盛岡市男女共同参画推進計画

第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画  
盛岡市女性活躍推進計画

令和2年 月

発行 盛岡市市民部市民協働推進課男女共同参画推進室

住所 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号

電話 019-626-7525 (直通) FAX 019-622-6211

メール [djs@city.morioka.iwate.jp](mailto:djs@city.morioka.iwate.jp)

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/shiminkatsudo/sankaku/index.html>